# 令和6年 9月定例会

# 綾川町議会会議録

(第4回)

令和6年 9月13日開会

令和6年 9月20日閉会

綾川町議会

### 令和6年 第4回 綾川町議会定例会会議録

### 綾川町告示第111号

令和6年9月13日綾川町議会議場に第4回定例会を招集する。 令和6年 8月30日

綾川町長 前 田 武 俊

開会 令和6年9月13日 午前 9時30分

閉会 令和6年9月20日 午前11時 3分(会期8日間)

### 第1日目(9月13日)

### 出席議員15名

- 1番 川崎泰史
- 2番 三 好 和 幸
- 3番 浜口清海
- 4番 大西哲也
- 5番 森 繁樹
- 6番 小田郁生
- 7番 三 好 東 曜
- 8番 十河茂広
- 9番 植田誠司
- 10番 西村宣之
- 11番 大野直樹
- 12番 岡田芳正
- 13番 井上博道
- 15番 福家利智子
- 16番 河野雅廣

### 欠席議員

14番 福家 功

### 会議録署名議員

1番 川崎泰史

2番 三 好 和 幸

## 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻村育代総務課課長補佐 田辺由花議会事務局書記 津村高史

# 地方自治法121条による出席者の氏名

町 長 前 田 武 俊 学 副 町 長 谷 畄 教 育 長 松 井 輝 善 男 総 務 課 長 宮 前 昭 いいまち推進室長 福 家 孝 司 支 所 長 宮 脇 雅彦 務 税 課 長 亀 Щ 和 成 \_\_ 学校教育課 長 尚 下 進 生 涯 学 習 課 長 中 津 秀之 会計管理者兼会計室長 香保里 水 谷 建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長 出 大 史 田 経 済 課 長 福 家 勝 己 住民生活課長 緒 方 紀 枝 保険年金課長 辻 村 隆司 陶病院事務長 辻 井 武 健康福祉課長 土 肥 富士三 子育て支援課長 杉 Щ 真紀子

傍聴人19人

### 議 事 日 程

### 9月13日(金)午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 町長の専決処分事項の報告について (綾川町国民健康保険税条例の一部改正)
- 第 4 議案第 2号 綾川町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3号 工事請負契約の締結について (令和6年度綾川町立陶小学校体育館空調設備工事)
- 第 6 議案第 4号 工事請負契約の締結について (令和6年度綾川町立綾上小学校体育館空調設備工事)
- 第 7 議案第 5号 令和6年度綾川町一般会計補正予算(第2号)について
- 第 8 議案第 6号 令和6年度綾川町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) について
- 第 9 議案第 7号 令和5年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について
- 第10 議案第 8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第11 決算審査特別委員会の設置について
- 第12 諮問第 1号 綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 報告第 1号 令和5年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第14 報告第 2号 寄附金の受納について
- 第15 報告第 3号 所管事務調査の報告について
- 第16 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について (議会運営委員会)
- 第17 発議第 2号 閉会中の継続審査の申し出について(議会広報編集特別委員会)

# 9 月定例議会日程表

議会運営委員会 令和6年8月

月 日	会議時刻	場所	会議の区分
9月13日(金)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
		議場	本会議
			議会運営委員長報告
			提案説明
	午前9時30分		一般質問
	)		決算審査特別委員会設置
			委員会付託
	本会議終了後	第2会議室	全員協議会
	全協終了後	第2会議室	決算審査特別委員会
	決算審査特別委員会	常任委員会室	議会広報編集特別委員会
	終了後		
9月17日 (火)	午前9時30分	常任委員会室	総務常任委員会
	午後1時30分	常任委員会室	厚生常任委員会
9月18日 (水	午前9時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会
9月19日 (木	) –	_	休会
9月20日(金)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	第2会議室	全員協議会
		議場	本会議
			議会運営委員長報告
	,		委員長報告
	午前10時		・総務
			・厚生
			・建設経済
			・決算審査特別
			採決

- ★議案発送は 9月6日(金)の予定です。
- ★一般質問・総括質問の通告×切りは 9月9日 (月) 11時30分です。
- ★議会におけるクールビズについて(10月31日まで)
- ・本会議では、上着着用とする。(ノーネクタイ可)
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。\*但し、議員徽章は着用のこと

### 令和6年 第4回 綾川町議会定例会 第1日目

9月13日 午前9時30分開会

○議長(河野) おはようございます。開会前に、14番、福家功君より今定例会、会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第4回綾川町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

- ○議長(河野) それでは、これより本日の会議を開催いたします。
- ○議長(河野)日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番、川﨑泰史君、2番、三好和幸君の両名を指名いたします。
- ○議長(河野) 日程第2、「会期決定について」を議題といたします。
- ○議長(河野)議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子さん。
- ○議会運営委員長(福家利)はい、議長。15番、福家利智子。
- ○議長(河野) 福家さん。
- ○議会運営委員長(福家利) はい。
- ○議会運営委員長(福家利) おはようございます。

ただいま、議題となりました、今定例会の会期等につきましては、去る、8月14日、 また本日午前9時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議 を行いましたので、ご報告申し上げます。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出の議案概要及び、諸行事等を考慮して、本日より9月20日、金曜日までの8日間といたしたいと思います。

また、今定例会に提案される案件は、執行部からは、議案8件で、「専決案件」1件、「条例案件」1件「契約案件」2件、「予算案件」2件、「その他案件」2件であり、そのほか、諮問1件、報告2件の、計11件であります。

議会からは、「決算審査特別委員会の設置」、「所管事務調査の報告」、「議会運営委員会、及び議会広報編集特別委員会の閉会中の継続審査の申し出」の計4件であります。 よって、今定例会に提案される案件は、合計15件であります。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」のご説明 をいただきます。その後、各議員から通告のあった「一般質問」を順次行います。

なお、日程第9、議案第7号の、「令和5年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の 認定」につきましては、綾川町議会基本条例に関する運用指針に基づき、議長及び、議 会選出監査委員を除く全議員で構成する「決算審査特別委員会」において、ご審議願う こととし、一般質問終了後に、同委員会の設置議決をいただきたいと思います。

その後、上程議案を所管する委員会に付託し、本日の会議は散会といたしたいと思います。その後、「全員協議会」、「決算審査特別委員会」、「広報編集特別委員会」を順次、開催願います。

次に、定例会の会期中における会議の予定についてご報告申し上げます。

来週、9月17日、午前9時30分より「総務常任委員会」、午後1時30分より「厚生常任委員会」、18日、午前9時30分より「建設経済常任委員会」、翌19日を休会、20日を今定例会の最終日とし、午前9時より「議会運営委員会」、9時30分より「全員協議会」を順次開催した後、10時より、「本会議」を再開し、各委員長報告の後「質疑」、「採決」の順で進め、今定例会を閉会いたしたいと思います。

以上が、今定例会の会議日程等であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますと共に、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会 運営委員長の報告といたします。

- ○議長(河野)本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月20日 までの8日間といたしたいと思います。
- ○議長(河野) これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長 (河野) 異議なしと認めます。
- ○議長(河野)よって、会期は本日から9月20日までの8日間と決定いたしました。
- ○議長(河野) 続きまして、日程第3、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から、日程第10、議案第8号、「香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」まで、及び日程第12、諮問第1号、「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第14、報告第2号、「寄附金の受納について」までを一括議題といたします。
- ○議長(河野)本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- 〇町長(前田) それでは、本日開会いたしました第4回定例会にご提案申し上げました 議案8件、諮問1件、報告2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号は、「町長の専決処分事項の報告について」議会の承認を求めるものであります。「綾川町国民健康保険税条例の一部改正について」は、県内国民健康保険税の統一を目指している中で、県内の保険者間で協議を行っている減免基準のうち、統一協議が終了した「収監及び生活保護開始に関する規定」について、令和6年7月1日時点で減免該当者が存在し、早期に本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、

り、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第2号「綾川町国民健康保険条例の一部改正について」は、現行の被保険者証がマイナ保険証に移行することに伴い、令和6年12月2日以降に発行されなくなることから、綾川町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「工事請負契約の締結について」は、令和6年度綾川町立陶小学校 体育館空調設備工事に係る指名競争入札を、去る8月23日に執行いたしました結果、 株式会社カナック 代表取締役 大石橋政仁氏と消費税込み7,348万円で仮契約を締 結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求 めるものであります。

次に、議案第4号「工事請負契約の締結について」は、令和6年度綾川町立綾上小学校体育館空調設備工事に係る指名競争入札を、去る8月23日に執行いたしました結果、株式会社カナック 代表取締役 大石橋政仁氏と消費税込み5,225万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号「令和6年度綾川町一般会計補正予算(第2号)について」は、まず、民生費においては、老健あやがわの寝台付介護浴槽が耐用年数を超え、故障したことにより早急に更新する必要が生じたため、814万9千円を計上し、介護老人保健施設事業会計に繰り出すものであります。

また、綾川町社会福祉協議会へ委託している障害者相談事業について、本来支出すべきであった消費税を支出していなかったことによる平成31年度から令和6年度に係る消費税修正申告に伴う委託料及び負担金204万4千円を計上しております。

次に、衛生費においては、10 月 1 日以降に開始する、65 歳以上の方を対象とした新型コロナウイルスワクチン定期予防接種業務として、新たに 5,046 万 6 千円を計上しております。国が見込んでいるワクチンの接種費用 1 万 5,300 円に対し、8,300 円の国費及び 5,500 円の町費を充当し、接種者一人当たりの自己負担額は 1,500 円としております。

次に、農林水産業費においては、「みんなで守る地域農業整備事業補助」として、農事組合法人猿王営農組合が高性能農業機械(無人ドローン散布機)を導入する事業を追加実施することに伴う168万9千円を計上しております。

次に、土木費においては、「町道中植西線道路改良工事」は県補助金の交付決定に伴う予算組替を行っております。

また、「民間住宅耐震対策支援事業補助」については、能登半島地震の影響により耐震診断の申請数が当初予算の想定数を上回っており、追加の事業費として 654 万円を計上しております。

次に、教育費においては、綾川中学校が県の学力向上モデル校に指定され、モデル事業実施のため 18 万円を計上しております。

また、10 月以降に学校給食費の公会計化を実施するため、保護者及び教職員から徴収する学校給食費を公費として 5,275 万 6 千円歳入計上し、給食材料費を 6,671 万円歳出計上しております。なお、当初予算において 1 年間分を計上していた「物価高騰対応学校給食費補助事業」等の学校給食会への支出について、6 カ月分を併せて減額補正としております。また、県単独補助事業として、小学 5 年生を対象に脊柱側彎症に対する検診を 10 月以降に実施するための事業費 24 万 8 千円を計上しております。

次に、災害復旧費においては、令和6年5月27日から5月28日にかけての低気圧及び前線による大雨災害による農林水産施設災害復旧事業のため、556万8千円を計上しております。

以上の内容を含め、民生費ほか5款で計1億3,064万円を増額し、補正後の歳入歳 出の総額を127億3,592万6千円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規 定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第6号「令和6年度綾川町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について」は、一般会計補正予算でもご説明申し上げました寝台付介護浴槽の更新のため、資本勘定において814万9千円を増額補正し、資本勘定における補正後の歳入歳出の総額を2,740万7千円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「令和5年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」でありますが、本町に設けております一般会計及び12の特別会計につきまして、その決算を調製いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の承認を求めるもので、監査委員の意見を付して、提出をしております。

次に、議案第8号「香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、被保険者証がマイナ保険証に移行することに伴い、令和6年12月2日以降に発行されなくなることから、香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、令和6年12月31日をもって任期満了と なります2名のうち、原俊則氏につきましては、引き続き推薦をし、住所 綾川町羽床 上1169番地2、生年月日 昭和34年4月23日生まれ、高橋右典氏につきましては、 新たに推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、報告第1号「令和5年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」は、 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によ り令和5年度決算に基づく健全化判断比率等を報告するものであります。

次に、報告第2号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄附金として匿名の方々より3万円を、観光協会寄附金として、綾川町畑田1664番地81、西村正信様より40万円を、同じく観光協会寄付金として匿名の方より3万5,512円を、図書館図書購入寄

附金として、綾川町陶 141 番地 6、吉田陽彦様より 5 万円を、小中学校及び図書館図書購入費寄附金として、高松市亀岡町 19 番 4 号、加藤昭彦様より 300 万円をご寄附いただきました。これらをありがたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上、議案8件、諮問1件、報告2件の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、 ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長 (河野) これをもって、提案理由の説明を終わります。
- ○議長(河野)なお、日程第9、議案第7号、「令和5年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」でありますが、本日、タブレット及び紙配布しております「決算審査意見書」をもって、監査委員の審査結果の報告といたしますので、ご了承いただきます。
- ○議長(河野)お諮りいたします。ここで日程の順序を変更し、日程第15、報告第3号、 「所管事務調査の報告について」を先に審議いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野)異議なしと認めます。

よって、報告第3号、「所管事務調査の報告について」を先に審議することに決定いたしました。

- ○議長(河野)報告第3号、「所管事務調査の報告について」を議題といたします。
- ○議長(河野)総務常任委員長から、綾川町議会会議規則第75条の規定により、所管事務調査報告書が、お手元配布のとおり提出されました。
- ○議長(河野)お諮りいたします。本件については、お手元の報告書のとおり承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長 (河野) 異議なしと認めます。よって、報告第3号は、総務常任委員長からの報告 のとおり承認されました。
- ○議長(河野)次に、「議会関係等の6月から昨日までの主な行事関係」及び「一般質問の通告事項」につきましては、各自タブレットにて、ご確認くださいますよう、お願いいたします。
- ○議長(河野) それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。
- ○議長(河野) 15番、福家利智子さん。
- ○15番(福家利)はい。議長。15番、福家利智子。
- ○議長(河野)福家君。
- ○15番(福家利)はい。
- ○議長(河野)なお、福家さんは一問一答であります。1問目の質問を許します。
- ○15番(福家利)通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。 1つめ、「避難所運営について」。

避難所の運営で改善が急がれることに、乳幼児・小児・若年層の女性や妊婦、授乳期を含む女性の部屋の設置が挙げられてます。特に緊急の対応を要する場合がある新生児や妊婦・産後間もない女性は、衛生面や健康面で特別な配慮が必要です。加えて、そのような要配慮者は周りへの気兼ねや不安感でストレス度が高い状態にありながらも、支援が後回しになりがちですが、支援する側に女性の視点を加えていくことで、避難所に女性や乳幼児に必要なスペースや女性トイレの設置、粉ミルクや生理用品・基礎化粧品などの支援物資の配置などが進み、避難所での非日常が少しでも日常に近づくなどの改善がはかられると考えます。

これまでそうした対応は、日本における男性社会の視点からは改善がはかられてこなかった感じがあります。組織や社会など家庭の外では男性が働き、家事や育児・介護などの役割を女性が担うという性別役割分業の考えが根強く残っていた日本において、複数の事象が交差し同時進行する避難所運営では、女性は慣れないゆえに一歩下がってしまいがちだと思いますが、器用でバランス感覚に優れ、物事を円滑に進めることができる女性も多いことから、避難所運営にも女性リーダーの登用が必要と考えます。

そこで避難所ニーズや専門ボランティアのコーディネートをはかり、母子・女性と子どもの相談や支援事業を通じて安心感を得られる様にすることは、該当者への精神的な安定や、良い影響につながると感じております。

一方、災害時に性被害に遭う女性も多くおられ、泣き寝入りをしている状況が続いています。年齢が高くなればなるほど、恥と感じて口に出しづらいとされています。相談窓口の設置は急がれ、相談しやすい雰囲気をつくるためにも、女性リーダーと女性ボランティアの双方に日常からの対応力が養われることが求められています。

またこれらの対応は、聴覚・視覚をはじめ様々な障がいを抱える方々や高齢者への対応にも通じます。避難時、常備薬さえ持ち出せなかったとの高齢者の声も多く聞きます。避難所生活に困っている人のニーズを引き出して専門家につなげたり、日常の施設運営時に改善をはかったりするには、女性を始め様々な方の声が反映される体制を構築し、取り組んでいただきたいと思います。

災害時の最優先課題は生命の安全を守ること、次いで、日常と大きく異なる避難所の生活や運営を、いかに日常に近づけられるかです。万が一災害が発生した場合でも、性別関係なく体育館や公民館で雑魚寝をし、女性や高齢者、障がいを抱える方も含めた避難者の人権が守られない避難所運営からは脱したいと、私は考えております。避難所の最低限の国際的な基準を、綾川町の地域防災計画に盛り込んでいただき、女性の視点を取り入れた避難所の運営など、避難所の環境改善をどのように支援するのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、町長の見解をお聞かせください。

以上です。

- **○議長(河野)**前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 前田町長。

- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)福家利智子議員ご質問にお答えをいたします。

本町では、21 カ所の避難所を指定しております。災害発生時または、その恐れがある場合に優先避難所として8カ所の公民館と綾上支所の計9カ所を開設し対応しております。また、優先避難所において避難者数の増加や安全性に問題が出た場合には、学校など、その他の施設を拡充避難所として開設することとしております。

昨今の災害における避難所では、トイレなどの生活環境の問題やプライバシーの問題、女性の性被害などの問題が報告がされております。避難所の環境整備は防災の重要課題とされているところであります。

災害対策基本法においても地方公共団体において適切な対応がなされるよう規定を されております。

本町におきましても、綾川町地域防災計画の「避難計画」において、要配慮者等の災害弱者への対応や女性のプライバシーの確保、避難所内の巡回警備などの環境整備や安全性の確保に努めることとしており、避難所運営においての各種環境の整備は、重要な課題であると認識しているところであります。

その対策として、今年度は、9カ所ある優先避難所において、避難所スタッフの約半数を女性職員とし、女性職員の避難所リーダーを配置するなど女性の視点に立った避難所運営が行えるような体制を構築をしております。

また、災害時、特に大規模災害時においての避難所運営は、住民が相互に助け合う自治的な組織により、避難者が主体となって運営することが望まれていることから、町が行う地区防災訓練及び町職員による防災講話の中で、避難者が主体となる避難所の運営及び女性や災害弱者に配慮した避難所環境の整備における女性避難者の協力の重要性なども含め、町民の皆様に対し安全で女性の視点に立った避難所運営について、ご理解をいただけるよう地道に啓発を進めているところでもあります。

町といたしましても今後、国が示します「避難所運営ガイドライン」及び国際基準とも言えます国際赤十字が作成した、いわゆる「スフィア基準」、これを参考に、「災害時だから仕方がない。」、「避難所だから仕方がない。」ということではなく、避難者が安心して、避難生活が送れる避難所運営ついてハード・ソフト面の両面からより良い環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○15番(福家利)はい、議長、再質問。
- ○議長 (河野) 福家さん。
- ○15番(福家利) はい。
- O15番(福家利) 町長答弁ありがとうございました。

本当にですね、この避難所の運営っていうのは、もちろんその住民の相互によって 運営するということなんですが、避難者にとって最もストレスが大きいという1つが プライバシーの問題です。

避難所生活が長期化することによって、知らない人と一緒に生活する警戒心が高まってくるということもあって、他人の常識のずれがある、その原因となるトラブルの発展につながっていくということで、今回私この避難所の運営についての性被害の問題も挙げましたが、事前にこれまでの地震の教訓を持ちながらやっていくということは大事なことでございますが、この性被害っていうのは、なかなかこの表に出ないというのが現実であります。

本当に泣き寝入りをした方が多々あるという、東日本、さらには今能登半島で本当に来る長期化になっている避難者の生活っていうこともあって、女性の人たちが、そういう性被害に遭った場合に、相談窓口があるということの安心感や、さらには女性のスタッフ、女性の職員が半分ぐらい体制を作っているというふうに、町長の答弁もありましたが、事前にそういった女性の職員の皆さんも、こういった事例があるということを知っていただくことも大事なことであります。

十分、これからの防災訓練もあります。11 月にあるというふうなことも聞いておりますが、そういった中で、しっかりとこの中身をね、広げていただきたいと思っております。

そういう取り組みを、もう一度町長の方、見解、取り組みをどういうふうにしてい くのか、お聞きしたいと思います。以上です。

- ○議長 (河野) 宮前総務課長。
- ○総務課長(宮前)はい、議長。
- ○議長(河野)宮前君。
- ○総務課長(宮前)福家利智子議員の再質問についてお答えをいたします。

再質問につきましては女性の目線に立った避難所運営において、スタッフであります、避難所における町の職員、女性スタッフなどにも、事例、またその内容についての認識を深めていただきたいというご質問かと思います。

町といたしましては今年も先般の台風前にですね、避難所運営スタッフ、こちらの いわゆる研修的な内容のものも実施をしております。

その中で女性に配慮した避難所運営、これにつきましても研修内容として入れておりますので、随時機会をとらえまして、そういう形での事前周知、事前認識に努めてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○15番(福家利)はい、議長、再々質問。
- ○議長(河野) 福家さん。
- ○15番(福家利) はい。
- ○15番(福家利)何回か研修をやってるということをお聞きするんですが、実際ですね、いざ本当にその現場になれば、なかなかその研修通りはなかなかいかないという

のがあって、いろんな形がある中で、本当に避難所運営について、どういった形になる かっていうのは、その住民の皆さんが集まって相互で運営をやっていくということは、 もう重々わかっています。

だけど、女性と子どもたち、そして障害の皆さんが被害に遭うということが、今までの避難所の運営の中であったということなので、そこの部分は十分、相談窓口がどういうふうにするのか、その連携をどういうふうにしていくのかいうのを、十分、議論する余地があるかと思います。

その辺を、これからどういう取り組みをしていくのか、まずは例えば、夜間の安全の確認をするため、女性がトイレに行くのに明るさがないので、暗いので、そこのその巡回をしていくスタッフはどういうふうにしていくのかどうか、具体的な文言をね、入れながら取り組むということも大事なことであって、これからの取り組みをどういうふうにやっていくのか、ちょっと総務課長、よろしくお願いします。

- ○総務課長(宮前)議長。
- ○議長 (河野) 宮前総務課長。
- ○総務課長(宮前)はい、議長。
- ○総務課長(宮前) 福家利智子議員再々質問について、お答えをいたします。

ご質問の内容といたしましては、具体的な避難所運営の内容を文面化というところでもございますけれども、町といたしまして避難所運営、女性ならびに障害者、弱者の方への対応といたしましては、設備的なものにつきましても、個別の避難テントでありますとか、完全にプライバシーを守れるとか、そういうことも検討しております。そういった中で先進地も当然ございます。当然能登でありますとか、その前の東日本大震災等の先進事例も参考にしながら、今回のご質問にあります、女性目線、また弱者に対する対応について、具体的な内容として検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただけたらと思います。以上答弁といたします。

- ○議長(河野)福家さんの1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○15番(福家利)はい、議長。
- ○議長(河野) 福家さん。
- ○15番(福家利) はい。
- ○15番(福家利)2つめの質問でございます。「学校教育現場における性教育について」 質問させていただきます。

日本では、性についてタブー視をされる傾向があると感じております。そうした中で最近、旧ジャニーズ事務所や自衛隊等の性被害がマスコミ報道されたことで、何十年も前に受けた性被害をカミングアウトする勇気を得た方もおられると伺います。

私は、社会の空気感が徐々に変わりつつあるものの、まだまだ学校や地域・職場等の中で性被害を受けても声に出せず、警察や医療や行政等の専門機関ともつながれない状況があるのではないかと感じております。被害者の自己責任とされることなく、DV被害も含めて生涯教育を受ける中で早期の対策の糸口を得るためにも、特に学校教育

現場において子どもの頃から性暴力被害防止について広く学ぶことはとても大事だと 考えております。

2023 年 5 月に示された文部科学省の健康教育・食育行政担当者連絡協議会資料によると、性に関する指導は「心身の成長発達についての正しい理解」の項目で、知識を確実に身に付けることと指導の重要性が綴られています。また、家庭・地域連携の推進や、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導を密にして効果的に行うことが重要と記されています。また、学習指導要領では、教育課程の基本的な枠組みとして、

「各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を活かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有する」とあり、留意事項についても「指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切」とされています。

例えば、専門家による講義等を取り入れ、小学校であれば低学年・中学年・高学年と 段階ごとに保護者も交えて学ぶ体制をつくれないかと考えております。

綾川町教育委員会では、性暴力被害防止に向けた学校での性教育にどのように取り 組んでいるのかをお伺いします。

- ○教育長(松井)議長。
- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井)はい。
- ○議長 (河野) 教育長。
- ○教育長(松井)福家利智子議員の「学校教育現場における性教育について」お答えいた します。

現在、各学校の取り組みとして、従来の道徳教育や性教育に加えて「いのちの教育」として、学校保健計画に位置付け、プライベートゾーンを「見ない・見せない・さわらせない」ことを小学校低学年より、指導を進めています。また、香川県教育委員会が実施している小学校4年生、中学校2年生を対象とした「非行防止教室」では、性被害防止についての学習内容が含まれており、授業参観に位置付けている学校もあります。さらに、ICT教育推進の中で、ネットでの性被害防止についての学習も計画、指導しております。

次に、教職員に対しては、各校で虐待事案等とともに研修の機会を設け、「性暴力防止に関する知識を身に付け、早期発見ができるようになること、事案を発生させない環境整備や発生した後の迅速対応」などについて毎年研修を行っております。

また、相談体制については、セクシャルハラスメント等も含め、教職員間だけでなく、 児童・生徒においても相談ができる体制をつくっています。しかし、議員ご指摘の通り、 性被害については、「声に出せない」という問題が大きな課題としてあり、いかに迅速 に警察や行政、「からだ」と「心のケア」のために医療機関や専門機関につないでいく ための取り組みは大変重要であると考えています。 学校と町行政(教育委員会、子育て支援に関わる課)と警察間は、常に連携し、問題 発生時には様々な情報を共有しております。学校には、まず窓口となる養護教諭をはじめ、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーが、また町教育委員会には 主任指導主事、学校生活相談員が配置されています。

しかしながら、その窓口に子ども、保護者が勇気をもって相談しなければ、問題解決に進みません。今後とも、様々な窓口に「相談できる」という気持ちを持ってもらい、子ども達だけでなく、保護者にも理解いただくため、安心して相談できる体制があることを周知していきたいと思います。

差別のない多様性を認める社会において、性教育は重要であり、成長段階に応じた教育が必要であります。そのために、学校と保護者が「正しい性教育」を学び、共通理解のため、専門家による講演など、様々な機会をとらえて研修の推進を図ってまいります。以上、福家議員の「学校教育現場における性教育について」の答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○15番(福家利)はい、議長、再質問。
- ○議長(河野)はい、福家さん。
- ○15番(福家利) はい。
- ○15番(福家利)はい。今教育長の方から答弁をいただきました。

命の安全教育ということも、研修をしながら、学校でやっているということなんですが、実際本当に被害を打ち明けられないという先ほども言いましたが、子どもたちが「何をされたのかよくわからない」とか、「話したら叱られる」とか「誰に何をどう伝えばいいのか」「被害に遭ったことを話すことが恥ずかしい」とか、いろんな打ち上げられない理由が、子どもたちも持っているようでございます。

そういった中で、性暴力の被害に遭ったことは、そのことを親や学校や、身近な大人に知られることを恐れるという、誰にも相談できずその被害が長く続けられてしまうという場合もあるということも聞いております。

そういった中、啓発のパンフレットであったり、その中では、早くワンストップの、 #の8891というふうな電話もあります。

そういった取り組みを十分、これからもやっていただきたいと思いますが、これからの取り組み、もう一度見解を、お願いをいたします。

- ○教育長(松井)議長。
- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井) はい。
- ○教育長(松井) 福家議員ご指摘の通り打ち明けるとか、そういったことについては、 大変悩むところであり、しかしながらそのままですね、しておくことは許されないと いうことでありまして、教職員に対しても、そういうふうな気持ちをぜひ知ってもら うために、この前講演ございましたように、当事者の方からお話を聞くとか、そうい ったことで、非常にせっぱ詰まった気持ちというのをそれぞれが持っていただくこ

と、そしてそれを子どもたちに早い段階から指導していて、怖くないんだよとかいうなことをですね、本当に日々の生活の中から、指導していく、そういったことが大事だと思いますので、教育委員会としても、学校教育に対して、指導していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○15番(福家利)はい、ありません。
- ○議長(河野) はい。
- ○15番(福家利)はい、ありがとうございました。
- ○議長 (河野) 以上で福家さんの一般質問を終わります。
- ○議長(河野)13番、井上博道君。
- ○13番(井上)はい、13番、井上です。
- ○議長 (河野) 井上君。
- ○13番(井上) それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。イントロが若 干長いですがよろしくお願いいたします。

「ハラスメント関連の町長の見解について」。

全国各地で、地方公共団体の首長のパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等の問題報道が見受けられます。最近では、現在進行中の兵庫県知事パワハラ騒動、2024年4月の岐阜県池田町長の女性職員らへのセクハラ行為による辞職、2024年4月の愛知県東郷町長のパワハラ・セクハラ・マタハラによる辞職、2024年3月の福岡県吉富町議会で問題になった、町長のパワハラが疑われる行為及び職員自殺企図事案等、表面化していない事案も含めると、全国では相当数の首長によるハラスメント事案があるのではないかと推察できます。

パワハラ等の問題に関しましては、言動をする側と受け取る側との食い違い、個別の事情等によって評価が分かれる事もあるとは思いますが、職場や公務においては決して許されない行為です。都道府県庁とは異なり、町の小さい庁舎では町長と職員が顔を合わす機会も多く、評価や人事が気になる(怖い)ので、町長や上司への意見をためらう職員がいるかもしれません。地域社会の健全な発展や、住民との信頼関係を築く上でも、職員が自由に物が言えず、萎縮するようなことがあってはなりません。語弊があるかもわかりませんが、町の長は「裸の王様」になってはいけません。

そこで、町長にお尋ねしますが、パワハラ・セクハラ等の問題に対して、町長はどのような見解をお持ちでしょうか。また、問題発生をいかに防ぐべきだとお考えでしょうか。関連問題も含めて3点の質問をさせていただきますので、町長の見解をお聞かせ願います。以下、常体で失礼します。

1、綾川町例規集第4編「人事」第4章「服務」のハラスメント規則・訓令に規定する苦情相談では、被害者、相談者のプライバシー確保等の実効性に今一つ欠ける印象を受ける。町長及び幹部によるハラスメント有無等についての、職員への定期的又は必要に応じたアンケート実施も、実態把握に有効と思われる。アンケート実施について、ど

のように考えるか。

- 2、業務上知り得た秘密や個人情報等の厳守は当然ながら、隔離された部屋等での町長との業務面談時はボイスレコーダーを使用して、会話内容を録音するようにしてはいかがか。職員に対する人権意識に更なる緊張感が生まれるとともに、後日の証拠になるため、ハラスメントの未然防止にも有効と思われる。
- 3、多くの地方公共団体では、ハラスメント防止条例、根絶条例を規定している。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント等々が存在する現在、それらに対応できる統括規程が必要と思われる。コンプライアンス条項、問題が発生した場合の第三者委員会設置基準・解決法、公益通報制度・通報者保護制度等を盛り込んだ統括条例の新設と運用が必要と思われるが、町長の見解はいかがか。

国家権力の暴走をも規制している日本国憲法の下でさえ、権力は濫用される場合があります。地方公共団体においても、首長自身をも対象としたハラスメントに関する統括基本条例を設け、厳しく運用すべきだと思います。以上、ハラスメント関連の町長自身の見解をお聞きして、私の質問を終わります。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長(河野)はい。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

綾川町において、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護ハラスメントのそれぞれに、防止の規則と苦情相談対応要綱を制定をしております。要綱には基本的な心構えとして、苦情相談に対応する職員は、「関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること」、と明記しており、相談があった際には、プライバシーを確保した上で面談を行い、相談者の意思を尊重しながら事実関係の確認及び、行為者と相談者へのフォロー、再発防止策の検討を行っております。

議員1点目のご質問であります、「ハラスメントの有無について職員へのアンケート 実施について」でありますが、これまでアンケートの実施が必要と思われるような内容 の相談はありません。今のところ実施の必要はないと考えております。

2点目の、「町長との業務面談でのボイスレコーダー使用について」でありますが、町長室の入り口のドアは、執務中も常時開けた状態にしております。これは、庁舎の建設以来、歴代町長の志を引き継ぎ、町民に開かれた町長室でありたいという思いと、職員に対しても、いつでも気軽に対話できるなどの環境づくりからの思いであります。県内においてもこのような町長室はないと思っております。

なお、私自身へのハラスメントの相談件数は、これは過去に遡っても0件とのことで

ありました。ボイスレコーダーがあることにより、かえって職員との信頼性を失ってしまう可能性があるため、ボイスレコーダーの使用は不要と考えております。

3点目の、「統括基本条例の新設について」でありますが、現在は各ハラスメント・公益通報・個人情報保護それぞれに必要な条例・規則・要綱を制定しており、適正に運用がなされております。第三者委員会設置の基準は設けておりませんが、各ハラスメントについては必要に応じて相談委員会での対応を行うこととなっており、公益通報及び個人情報保護については、国のガイドラインを遵守しておるところであります。以上のことから、統括基本条例の新設、これについては不要と考えております。首長及び議会議員の政治倫理条例などをもって制定している市町、団体もございますので、今後の研究課題といたします。

私を含め、管理職などを対象にしたハラスメント研修会も行っており、これからもハラスメントは絶対に許さないという姿勢で、職員が働きやすい職場環境を提供してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○13番(井上)はい。あります。
- ○議長 (河野) 井上君。
- ○13番(井上)何点か質問をさせていただきます。

まず1点目の、アンケートが必要と思われるような相談は、今まではなかったというようにお聞きしたと思いますが、今まではなくてもですね、時代の変化もありますけども、だんだん複雑化してきてますので、今までなくてもこれから、こういうアンケートとかアンケートの仕方もいろいろ方法がありますけども、アンケートの必要性が生じる場合も多々考えられますので、今までないじゃなくて今後のことも含めて、どう思うかというのをお聞かせいただきたいのと、それと2点目ですけども、町長室は常にオープンにしてて、それは藤井町長時代から私非常にいいことだと思うんですけども、別に業務の相談は町長室だけではなくて、どっかちょっと歩いてるとか、どこぞの市長とは言いませんが、10メートルか20メートルとかあんまり人から見えないところ歩いてる間に何か言われたりとかそういうことがありますんで、ボイスレコーダー抵抗もあるかもわかりませんが、後で言った言わないだ水掛け論になって、泥沼化する可能性もありますので、これは将来的には、やはり私は、それは秘密録音みたいなのはちょっといかがかと思うんですけども、今から録音しますねと双方合意のもとでやっとった方が後でいろいろトラブルとかならないように、或いはなったときにより速やかな公正な解決ができると思うんですが、いかがでしょうかということでございます。

あと3番目の統括基本条例関係ですけども、これも我が町だけではないと思うんですけども、やっぱ例えば町長は、市長は何とかを設けるとか何とかを指示するとか、首長が主体になった規定が多いわけですけども。

例えばここに東京都狛江市の例を挙げますけども、狛江市条例は全市長のセクハラ

問題の際、同市の狛江市職員のハラスメントの防止に関する規則は市長などの特別職や市議会議員が対象になっていないなどの問題点が明らかになったのを受け、市議会議員による策定作業を進められ、条例には対象を特別職に拡大するとともに、第三者委員会の設置や調査結果の公表などを盛り込んだとされる、という資料もありますし、私も、実際の条例を何点か見ました。

我が町でもそのセクハラ関係とかパワハラ関係、マタハラ関係のそれぞれ分離した 規定がありますけども、やはり時代も複雑化してきますし、人権志向もますます高まっ てますし、これから複雑な社会になりますのでこれはやっぱり、規定の枠組みとか含め て体系をもう1回見直して、ちゃんとした規定を作って厳しく運用すべきだと思いま すが、以上の3点について再度、できましたら担当課長じゃなく、町長自身の答弁を求 めます。

- ○議長(河野)宮前総務課長。
- ○総務課長(宮前) 井上議員の再質問についてお答えをいたします。

まず1点目の再質問につきましては、今後のことも考慮しながら複雑化しておる内容ということで、アンケートを実施した方がよいというようなご意見でございますけれども、先ほど町長答弁もございました。

今現在ございませんし、議員、おっしゃる通り、今後、複雑化する中で必要というと ころもございますけれども、この内容につきまして今の現段階では予定は実施する考 え方はございませんけれども、今後の動向、これがまず一番かと思います。

そういった中でこういう事案が発生した、することも想定した中で検討ということ になろうかと思いますのでよろしくお願いいたします。

2点目につきましては、いろんな状況の中で、町長でありますとか、職場内での内容があると。やりとりがある中で、やはり必要でなかろうかというご質問かと思います。

これにつきましてはやはりいろんな協議をここでする場合、それぞれの思いというものがございますので、そういう発言も起こりうるかもしれませんけれども、それは内容につきましては記録、またメモを取るとか、そういうところもございますので、現段階ではボイスレコーダーでの録音につきましては考えておりません。

3点目につきましては規定の関係でございますけれども、改めて制定をした方が良いというところではございますけれども、これも先ほどのご質問にもございました、全国的には条例も含め、規程等が整備されておるところもございますので、その状況も踏まえながら、今後の研究課題とさせていただけたらと思います。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○議長(河野) はい、井上君。
- ○13番(井上) 今ひとつ、納得のいかない答弁もありましたが、今後ともひとつよろしくお願いします。

ということで、もう1つ、町長の、個人攻撃をする気持ちはサラサラありませんが、

パワハラに近いようなクレームらしきものですね、職員に近い人とか、一般町民からも聞いておりますので、あえて苦言を申し上げますが、やはり人間ですから感情の動物ですからいろいろありますが、町長や感情の起伏とが好き嫌いが激しいとかですね、態度・言動・表情にすぐ出るとか、相手によって態度が変わるとかいう話も聞いております。

やっぱりパワハラにつながったりですね。もちろんセクハラ・マタハラにもつながりますんで。いろいろ大変と思いますが、やっぱり町民と町民全体の幸せ、職員の働きやすい職場を目指して、お互い人間ですから欠点ありますけども、一層注意して職務に当たっていただければと思います。

もちろん議員のパワハラとかその辺もそうですので、お互いに気をつけてやってい きたいと思います。はい。以上です。ありがとうました。

- ○議長 (河野) 以上で、井上君の一般質問を終わります。
- ○議長 (河野) ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時37分

再開 午前 10時50分

- ○議長 (河野) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- ○議長(河野) 1番、川﨑泰史君。
- ○1番 (川崎) はい。議長。1番、川崎です。
- ○議長 (河野) 川﨑君。
- ○1番 (川崎) はい、それでは一般質問をさせていただきます。

綾川町における「外国人による土地取得問題について」質問いたします。私たちの町には、空港施設、高松西警察署、さぬき変電所など、重要なインフラが存在しています。これらの施設の周辺地域における土地取得が進む中、現行の法律や体制では、この問題に対応するには不十分であると感じています。

#### 1、現行法の課題

現行の「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」は、その範囲が狭く、警察組織などの重要施設が対象外となっています。特に、外国法人や個人による土地取得に関しては、マネーロンダリングの疑いがあっても、その資金の出所を確認する手段が限られており、監視体制が弱い状況です。また、通称名による登記が可能なため、市町村レベルでは外国籍の確認が困難です。さらに、法人に至っては、株主名簿は本人確認等がなく偽造が可能なため、悪意があれば追跡調査を行うことができない状況にあり、土地取得の実態把握すら困難な状態で

す。このような状況は、非常に危険だと言わざるを得ません。

### 2、綾川町のリスク

綾川町には、空港施設や高松西警察署、讃岐変電所があり、これらはテロや不正行為の標的となり得る施設です。特に変電所周辺は高圧線も多く、もしこれらがテロのターゲットとなった場合、四国全体がブラックアウトする可能性があり、地域全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

#### 3、現実の問題としての土地取得

現実に、港湾、海底通信ケーブルの上陸地、変電所周辺では外国人による土地取得が顕著に見られています。しかし、これらの重要インフラ周辺は、国による保護の対象外となっており、現行法ではその安全を確保することが難しい状況です。

### 4、外国人による不納欠損の問題

また、外国人への督促状の送付や不納欠損についても、外国籍であることを理由に統計を出すことができておらず、実態の把握が困難です。外国籍の不納欠損の率を把握することは、町の財政運営において重要な意味を持つはずです。この点において、具体的な改善策を検討する必要があると考えます。

### 5、WTOの例外規定について

WTO(世界貿易機関)の自由取引原則においても、国家の安全保障に関わる場合は例外が認められています。日本においても、自由取引の名の下に安全保障を軽視することなく、必要な規制を強化することが求められます。

### 6、イギリスの事例

GATS (世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定(以下WTO協定)の一部)批准国であるイギリスでも、国家安全保障に関連する土地取得に問題があった場合、事後的に取り消すことが可能であり、違反者には最大15億円の罰金が科される例もあります。こうした厳格な対応が、日本でも必要です。

### 7、安全保障に対する日本の意識

最後に、私たち日本の安全保障に対する感覚が、国際的に見て緩いとされることは問題です。この問題については、住民の理解を得るためにも、国全体としての意識を高め、適切な法的措置を早急に講じることが必要です。

綾川町としても、外国人による土地取得の状況をより厳格に把握し、必要に応じて規制を強化するための措置を講じるべきです。また、国や県と連携し、重要インフラの保護を強化するための具体策を講じるよう求めます。

以上を踏まえて質問いたします。

1点目、外国人および、外国籍法人による税金の不能欠損の比率を教えて下さい。また、 督促状の発送比率も教えて下さい。

2点目、実際に外国人および、外国籍法人が、土地取得をした場合、容易にそれらを判別する手段はありますか。

また、判別できるなら、把握できている範囲で綾川町での実態をお知らせください。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- 〇町長(前田)議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「外国人および外国籍法人による税金の不納欠損の比率及び督促状の発送比率」でありますが、町税につきましては、法令に基づき賦課業務を行っており、外国人および外国籍法人という国籍情報は台帳の記載項目にはなく、取得しておりませんので、質問の不納欠損の比率及び督促状の発送比率とも現在、把握をしておりません。

2点目の「外国人および外国籍法人が土地取得をした場合、容易にそれらを判別する 手段はあるか。また、綾川町での実態」につきましては、現在日本では、土地を取得す る際に国籍に基づく制限はありません。本町では、土地の所有権の異動については、高 松法務局からの通知により把握をしておりますが、登記の要件についても国籍は含ま れておりません。したがいまして、登記簿及び固定資産台帳ともに国籍情報を記載して おりません。

また、大規模な土地取引を行う場合には国土利用計画法に基づき町に届出が必要となっております。都市計画区域内では5千㎡以上の取引において、また都市計画区域外では1万㎡以上での取引において届出が必要となります。届出には土地の利用目的を記載するほか、売買契約書等の添付を必要としておりますが、国籍を確認できる書類の提出を求めていないことから、外国人及び外国籍法人であるか容易に判別する方法はありません。

現在、県とともにこれらの案件につきましては情報共有を図っております。今後とも 土地取得における規制等につきましては、国の動向、これを注視してまいりたい、その ように考えております。

以上です。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- O1番 (川崎) はい、あります。
- ○議長 (河野) 川﨑君。
- ○1番 (川崎) はい。それでは再質問させていただきます。

ちょっと先ほどの2点目のですね、土地取得をした場合の容易にそれを判断する手段はありますかの部分がちょっと聞き取りにくかったのでこちらをまた再度確認させていただきたいと思います。

容易に判断できるのかできないのかという点をお聞かせください。

それと今までの回答からですね、やはり法律上、国籍条項がありませんので、当然ながら把握する、統計をする義務もありませんでしたので、把握しておらないということだと思います。

こういった点が、非常に私は問題だと思っておりまして、私たちが暮らしているこの 土地・地域、その中で町として把握することができない。

これは私は非常に問題だと思っております。

特に、この外国の方が取得するのが、すべてが悪いわけじゃありませんし、当然ながら悪意のない方が大半だと私も思っております。

しかしながら現状把握ができないということは、悪意があった場合、特定の意図を持った取得をされる場合が、これも当然ながら判断することができません。

そういった点が私は大きな問題だと思っております。

これは有名な例でございますが、皆さんもよく知っておりますハワイですね、こちら 1848 年に外国籍の方の土地購入を認めました。

その後、1862年で国土の75%が外国人に買収されております。

もともとこの法律自体が、外国人による強い影響下のもと発表されておりますが、その後ですね 1893 年でハワイ王国は滅びております。

こういった部分は危機管理の問題となっておりますので、いわゆる地震とか災害等々、私はもう同じ観点だと思っておりますので、当然、状況把握をして事態に対応して、何もなければ、もうこれは全く問題ないことでありますが、何度も繰り返しになりますが、現状の状況把握できないという点が、最大の問題であると考えておりますので、そういった点を含めまして、先ほどの土地取得の問題に関しまして、容易に判断する手段があるかどうか聞き取れませんのでしたのでその点の回答と、もう1点が、今の現状に対して、先ほど県と情報共有するという話になっておりましたが、町として、具体的にこの辺の動きをとっていくつもりがあるのか、または、町として他の府県等でも行われておりますが、よくあるのは水源地法とか条例、こういったものについて、検討していくつもりがあるのか、この2点、お聞かせいただければと思います。

- ○議長 (河野) 宮前総務課長。
- ○総務課長(宮前)議長。
- ○議長 (河野) 宮前君。
- ○総務課長(宮前)川崎議員の再質問についてお答えをいたします。

まず 1 点目につきましては当初のご質問でもございました、容易に判断できる手段 はというところで再質問でございますけれども、先ほど答弁にもございましたけれど も、容易に判断できる手段・手法というのはございません。

あくまでも法務局からの通知等の内容によりますので、判断はできません。

2番目の諸外国では規制があるというところの中で、国、また本町においてもということでございますけれども、町におきましても先ほど答弁にございました県と情報共有をして大規模な土地の移動に関しましては、ある程度情報共有しながら、対応しておるところでございますけれども、本町におきましての実績といたしましても基本的には、宅地開発というのが主なものでございますし、これを国の方である程度進めていただくような状況になろうかと思います。

国においては重要施設、防衛施設でありますとか、そういうところの近隣の土地移動に関しましては、法令的なものが制定をされておるところではございます。

そういったところで、今後、国の内容において、町においても対応してまいるというようになるかと思いますし、そういう部分につきましても県を通じて、国の方へ情報提供、情報共有を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただけたらと思います。以上、再質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○1番(川崎)議長。
- ○議長(河野) はい、川﨑君。
- ○1番 (川崎) はい、再質問の回答ありがとうございました。

ちょっと1点ですね、これ香川県内の例なんですけど、皆さんもご存じの通り豊島の 産業廃棄物の跡地ですね。

こちらの方が現在太陽光パネルの設備が入っております。

こちらがこれはもう日本法人、日本人の個人の法人の方の開発というふうには聞いておりますが、実態としてはもう名称言えば上海電力によるパネル設置でございまして、当該地は当然ながら私有地となりますので島民は一切入れないということでもう何が起きているかも全くわからないという状況で、住民訴訟も行われましたが、国の方でも当然法律がございませんので、住民訴訟は敗訴しております。

しかしながら自分たちの、地域が知らない間に第三者によって占有されてしまうという、状況がこの香川県内でも現実に起きているわけでございまして、そういった点からも特に綾川町は長柄ダム等々のダム地を抱えておりますので、いわゆる水源地でございます。今日もチラッと申しましたが、こういった水資源の保護条例、これに関してはもうすでに全国で多数の府県におきまして条例の制定が進んでおります。

そういったことに関しまして町としてこの条例制定についてどう思うのか再度お聞かせください。

- 〇総務課長(宮前)議長。
- ○**議長(河野)**宮前総務課長。
- ○議長(河野)宮前君。
- ○総務課長(宮前)川﨑議員の再々質問についてお答えをいたします。

実態として外国籍の法人でありますとかの取得がなされておるというところの中で、本町としても何らかの対応が必要であろうということでございますけれども、本町でも、農地が多くございますし、そういった中で農地法においては、若干、法律の改正がございまして、国家戦略特別区域、また構造改革特別区域におけます農地の移動取得に関しましては、国籍の提示というのが必要になったということで、令和5年に法改正がなされておるというふうな認識でございます。

そういった中で最終的にはやはり国の方での対応というのが必要になるかと思いますので、先ほども申し上げましたけれども、本町といたしましてもそういう事例・事案

が他県であると、全国的にあるという中で、国への働きかけというのも必要になってこようかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、再々質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)以上で、川﨑君の一般質問を終わります。
- O1番 (川崎) はい、ありがとうございました。
- ○議長(河野)11番、大野直樹君。
- ○11番(大野)議長。
- ○議長 (河野) 大野君。
- ○11番 (大野) はい、11番、大野です。
- ○11番(大野) それでは一般質問をさせていただきます。

「本町における少子化対策及び出生率UPの施策について」お尋ねをいたします。

1人の女性が産む子どもの数の指標となる出生率は2023年、1.20ポイントとなり、 統計を取り始めて以降最も低くなったと厚生労働省が発表いたしました。2022年の 確定値と比べると0.06ポイント低下しており、8年連続で前の年を下回りました。

また都道府県別にみた、合計特殊出生率では香川県は 1.4 ポイントと発表されました。

1年間に生まれた日本人の子どもの数は72万7,277人で、2022年より4万3,482 人減少し、1899年に統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。

合わせて結婚件数も過去最少で、結婚の件数は、2023 年は 47 万 4,717 組と、2022 年より 3 万 213 組減少し、戦後、最も少なくなりました。

政府より「異次元の少子化対策」の骨子も発表されましたが、私達の住む地方と都市部では、様々な条件が異なり、一律に国の示す施策が効果を生まない場合も多くあると考えます。

しかしながら、少子化対策は待ったなしの状態は変わるものではありません。本町ならではの施策を行うことが最優先だと考えます。

給食費・教育費などの本来国において取り組むことが妥当なことから始まり、町独 自でアンケート調査や数値に基づき、タイミング、金額、年数などを見極めながら限 られた財源で最大限の効果が生まれるように今後も国や県の動きに注視しながら施 策を実行していただきたいと切に願います。

令和2年の綾川町の人口、2万2,693人、これは人口予想のRESASデータから出したものですが、令和7年では2万1,538人となると予想されていますが、綾川町の令和6年9月1日現在、2万2,989人であり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や様々な施策の結果が出ていると思います。また2023年の出生数は105人と、前年度からプラス16.7%、15人増加をしております。

はじめに国の出生率や結婚数などデータをお示ししたのは、都市部を含むデータと、 地方の実情には環境や施策によってかなりの差があるということです。

今まで私は、子育ての支援や、支援を行う保育士や職員など働く環境などについて

質問や提案をさせていただきました。

様々な子育て施策を最先端で行っていただいている事には感謝をしております。

今後も施策の課題の見直しや、新しい子育て施策についても、町の職員の皆様と一緒になって、提案・協力を行ってまいります。

そのようなことを前提に、今回は人口減少や出生率UPについて何点か質問と提案をさせていただきます。

綾川町人口ビジョンの未婚率の推移でも書かれておりますが、平成7年以降は男女ともに香川県の数値と比べても低くなっています。

また、生涯未婚率も平成27年以降、男女ともに増加傾向がうかがえます。

結婚しない生き方の選択・同性パートナーシップや多様な関係性の認知・経済的・ 社会的な影響等、更には結婚・未婚を取り巻く多様な価値観を尊重する社会の構築も 必要だと感じております。

それらをふまえて、更には望んでも授かれない方もいることを十分承知をした上で 本町の少子化対策と出生率UPについて質問をさせていただきます。

中央大学山田教授は、未婚化対策こそが大切であるとおっしゃいます。

「現状では約8割の若い人達は結婚と子どもを望んでおり、結婚した夫婦は概ね2 人の子どもを授かっている現状で、結婚に踏み切れない人たちへの対処が重点的に必要である。

更には正規職員と非正規職員の格差が問題で、正社員同士で共働きしているカップ ルは、若い人たちの4分の1しかいないというデータも示されました。

正社員同士のカップルは子どもを産めるが、非正規やフリーランス、自営業の方たちは子どもを産みにくい状況があり格差の是正は必要である。

大学に進学し今なお奨学金を支払いながら生活をしている若者が子どもにお金が かかるから子どもを産み控える傾向にある」とお話しをされていました。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において出会いの場を創出するとなっていますが、本町においては、かがわ縁結び支援センターの会費登録料の補助を行っていることは承知をしております。

2年前から助成を行っておりますが、登録数並びに登録費の助成した数が分かれば 教えて下さい。

合わせて町内の婚活事業についてお尋ねいたします。

ここ近年の婚活イベントの数は把握しておりますか。開催数を教えて下さい。

また、婚活イベント開催時に、職員の方が関わる、もしくは会場に足を運んだかど うか教えて下さい。

総合戦略ではKPI指数として令和6年度の目標値は婚活の回数が1回となっています。十分達成できる数字ではありますが、本当に1回の開催で良いか否かを教えて下さい。

何度も開催すれば良いというものではないのかもしれませんが、趣味やスポーツ等

を通した出会いのきっかけとなる企画立案などが行われているかは把握する必要があると思いますがいかがお考えでしょうか。最近では人工知能(AI)を使ったアプリや会費制のものなどを導入しているところもあります。以前に比べ抵抗なく利用する若い方も増えてきているとお聞きをしております。

「結婚・出産・子育てが楽しいまちへ」合計特殊出生率の上昇を目標としている出会いの場つくりは初めの一歩です。

次年度に向け、新しい視点での出会いの場の創出を考えていただきたいが、町の考えをお聞かせください。

産業についてのご提案です。廃校がAI開発拠点に「旧綾上中学校にGPU専用のデータセンターを誘致」と大々的に報道をされた、ハイレゾの誘致。

町長をはじめ各関係者のご努力と、地元の皆様のご理解もあり、世界に誇れる企業 の誘致が成功しました。

綾川町の人口ビジョンの転入転出の数値を見ても、 $20\sim24$  歳では転出が増え、 $0\sim4$  歳、 $35\sim39$  歳の転入は多くなっています。

数字だけを見ると、若者世代への施策の成果や子育て環境の充実があってこその数字だと考えます。

教育環境も含め本町の強みだと考えますので、ここはアクセルを踏むところだと考えます。

では、20~24歳の転出が増加している背景には、大学などの進学先から帰ってきても働く場が無いからではないかと推測いたします。

本町では、地元就職応援事業を行っており、今後は施策の効果とUターン数に期待をしたいところでございます。

しかしながら、魅力ある働き場が少ないのは現実であります。

是非、今回誘致したハイレゾを中心に、新しいまちづくりに挑戦していただきたい と思います。

10年、20年先のためにも、企業誘致を含め道路環境の整備、インフラの整備等、町長がトップセールスマンとしてのご尽力をお願いしたいが、いかがお考えでしょうか。

「子育て支援対策」と「少子化対策」を別に考えた時に、子育て支援は要望や課題解決に対応することが多いので効果が出やすく、投資的効果は高いが、少子化対策や出生率UPについては、産まれていない子どもをどう増やしていくのか、どうすれば生まれてくるのかが求められます。

世界中見てもこれと言った特効薬はなく、モデルケースは少ないです。

実際、子育てしやすい国の代名詞スウェーデン、ノルウェー、フィンランドにおいても合計特殊出生率は下がってきております。

「子育て支援」はすでに、競争状態にオリジナリティーも少なく、本町においては 他の市町に比べ、十分充実をしております。 子育て支援の分野に多額の資金を投資しても、ブーストしにくく、出生率に劇的な変化が見られないという事は、多くの国や自治体が直面しているのも現実です。

この点から考えると、「少子化対策」は、単に子育て支援に資金を投入するだけではなく、町の実情に合った少子化対策が必要だと考えます。

子育て支援により発生した補助金は、もう1人子どもを産むインセンティブより、 すでにいる子どもに手厚く投資するインセンティブが働く傾向があります。貯金、ロ ーンの返済、子どもの習い事などに使われる傾向が多くあります。

子どもを産むことで初めてもらえる経済的支援のご提案をさせていただきます。

子どもを産むことに対する経済的支援の見直しは本町では少子化対策に積極的に 取り組んでおりますが、様々な支援策が実施されております。しかし、現状の取り組 みだけでは出生率の改善には十分な効果が得られないことが現実であります。

1、出産祝い金の増額をご提案させていただきます。

現在、出産に伴う経済的負担を軽減するために、出産祝い金が支給されておりますが、これをさらに増額することで、子どもを持つことへのインセンティブを高めることができると考えます。特に、第1子だけでなく、第2子、第3子、今も現状第2子第3子と上がっていくような仕組みでご提示をされていますが、第3子にもう少し注力することにより、ある程度のインセンティブが生まれてくるのではないかと考えております。

2、転入者やUターン者への支援ですが、他の市町村から転入してきた若者や、Uターンで帰ってきた方に対して、出産時の支援策を強化してはどうでしょうか。具体的には、奨学金を抱える若者に対して、出産時に奨学金の一部または全額を免除するなどはいかがでしょうか。

住宅を購入する等条件をつけることも必要だと思いますし、税金の使用のリスク回 避として、奨学金の返済全額を補助するのも有ります。

これにより、町外からの転入者やUターン者の定住促進や出生率の向上が同時に期待出来ると考えます。

3、パートナーも含めた支援の拡大

結婚して出産したパートナーが奨学金を抱えている場合にも、出産をきっかけに免除や補助が適用される仕組みを導入することで、家族全体の経済的負担を軽減でき、子どもを産み育てやすい環境ができるのではないかと考えます。

最後に、子どものいる世帯への経済的支援においては、第2子、第3子を望む方の 方が反応する場合が多いそうです。経済的効果は第2子、第3子を望む方に対しての 経済的支援の効果が大きいそうですので、今後こういった経済的支援についてどのよ うにすれば効果があがるのか、また今の政策で大丈夫なのかを教えてください。 以上です。

### ○議長 (河野) 前田町長。

○町長(前田)はい、議長。

### ○町長(前田)大野直樹議員の質問にお答えをいたします。

まず、初めに地方創生の取り組みが始まってから10年目の節目を迎えておりますが、この10年を総括してみますと、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、「自然減」「社会減」のそれぞれの要因に対応する施策を進めてまいりましたが、その施策のこれまでの効果検証を行い、見直しが必要だと考えておるところでもあります。特に、出生数の増加の対策につきましては、基礎自治体の対応、市町の対応では限界を感じているところであります。

しかしながら、現在、綾川町の人口減少対策は、第2期綾川町総合戦略の途中であり、 基本目標として1つに、働きやすい環境を整え、誰もが活躍できるまちへ。

- もう1つに、移住先として選ばれるまちへ。
- もう1つに、結婚・出産・子育てが楽しいまちへ。
- もう1つに、末永く住み続けられる、持続可能なまちへ。

この4本の基本目標を掲げて、歩みを止めず、推進していかなければなりません。その中で、企業誘致やインフラ整備は、タイミングを見極め投資をしてきたところであります。今後もその考えは変わりません。

質問の少子化対策は、基本目標に掲げている結婚・出産・子育てが楽しいまちへの施 策の内容になります。

まず、本町のかがわ縁結び支援センターの登録数並びに登録料を助成した数でありますが、令和4年度は4名2万円であります。令和5年度は15名で7万5千円を補助しております。

町内の婚活事業は、町商工会主催で令和4年度1回、令和5年度1回実施がされております。商工会主催のため町職員は関わってはおりません。

かがわ縁結び支援センターは、結婚を希望する男女の出会いや結婚をサポートする 拠点であります。このセンターで行われるマッチングイベントやセミナーが令和4年 度 18 回、令和5年度 17 回実施をされておりますので、こちらへの入会支援をし、出 会いの機会を創出していきたいと考えております。

出産祝い金の増額でありますが、令和3年度からそれまでの第1子・第2子1万円、第3子10万円から、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円に増額をしております。多子世帯を支援する制度となっております。県内他市町と比較しても遜色がないため、いますぐ増額というのは考えておりません。

また、他市町から転入してきた若者やそのパートナーに対する奨学金の免除につきましては、今後の研究課題としたいと思います。

結婚、妊娠、出産、子育てにつきましては、人生の大きな転換で心配事もさまざまであります。だれもが家庭を持ち、家族を増やすことに前向きになれるよう、安心して子育てできる町を目指し、本町では今後も様々な切れ目のない子育て支援体制の充実や経済的負担の軽減策を講じて、子育て世帯の支援をしてまいりたいと思います。併せて、国の積極的な少子化施策を講じてもらいたい、そのように思います。

現在、令和7年から11年を期間とする第5期の「綾川町人口ビジョン改訂版」及び「第3期綾川町総合戦略」の策定に取り組んでおります。

その中で、人口の現状と将来展望(次期人口ビジョン)、これを踏まえた上で、綾川町の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、第3期総合戦略の目標を設定することといたします。

具体的には、基本目標、基本目標達成に向けた施策、各施策の客観的な、かつ適切な 重要業績評価指標(KPI)、施策の達成に向けた取組、各取組の目標数値を設定して まいります。

また、人口が減少の中でも持続可能な地域を目指し、関係人口や交流人口の流れを取り込み、活力のある地域づくりを過疎地域でも実践しております。この取り組みが、町全体に広がって行くよう推進してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○11番(大野)議長。
- ○議長 (河野) はい、大野君。
- ○11番(大野)はい。再質問をさせていただきます。

出産祝い金の増額、今後、上がったばっかしなんで、すぐにという話ではなかろうかなと思うんですけど今後検討していただきたいなと思います。

っていうのも町の施策が30代がすごく増えていると。これって、多分移住定住促進 事業だったりとかそういう住宅の補助だったりとかっていうのが、十分効果があるん ですね。

せっかく来てくれてるんだからやっぱそこで産む子どもを産める仕組みをやっぱ作っていただきたいと思うんです。他の市町はそこが今なくて若い世代が呼び込めれなくて困ってるのに、綾川町においては十分その効果を発揮しているので、やはりそこにターゲットを絞った子育て施策をやらないと、なかなか効果は出てこないかなあと思っております。

あわせて、先ほどご提案させていただきました、奨学金の免除ですね。

実際に綾川町では奨学金の育英支援事業としての免除制度も行っております。

しかしながらこれ、最近始まったばかりで、当然 30 代の、若者だったりとかってのは当然使っていないわけですよね。

じゃあ、他の市町から、Uターンの子でもいいです。帰ってきたときに、奨学金をもって、まだまだ返済が何年かあると。

ほんなら、同じように、生活するには、おおよそ奨学金が負担になってくると。

奨学金が負担になるから、半額免除しましょうよっていうところで、綾川町に帰ってきて就職してくださいよっていう制度を作ってる一方で、違う制度で奨学金を払い続けている子がいて、その子が子どもを産んだときに、奨学金を免除するっていうご提案なんですね。

なんで、もう結果が出て奨学金を免除するっていう形なんで、より効果が高いと思いますので、ぜひそういった制度も作っていただきたい。そこを、再度お尋ねして終わりたいと思います。

子どもを産みやすくするために、奨学金を免除するという話なんで、綾川町の育英事業の話をしとるわけじゃないです。

そもそもがもう根底が違いますんで、これ総務とか、変なこと言わんとってください。お願いします。

子どもが産みやすい環境を作るために、ローンの返済があるじゃないですかと。

これローンの返済の話をしとんじゃなくて、子どもが産みやすいためにローンの返済を免除してあげたらいいんじゃないかという話なんで、これ総務じゃ僕はないと思って子育てやと思っとんですけど。お願いします。

- ○議長(河野) 福家いいまち推進室長。
- ○いいまち推進室長(福家)はい、議長。
- ○議長 (河野) 福家君。
- **〇いいまち推進室長(福家)** 大野議員の再質問にお答えをいたします。大野議員の質問、子どもを育てる世代が、産んだときに奨学金を免除という施策っていうことで、町長の答弁でもございました通り、この辺につきましては、町の方、今、これから見直しの時期に入ってまいります。

その中で、基本的には、「まち・ひと・しごと」という名の通りですね、これらが好循環で回っていかないと、子どもとか増えていかないということがあります。町長の答弁でも何度もなりますけど、ありました通り、国の方も、この辺りの反省点をしておりまして、子ども未来戦略に基づく少子化対策や、地方への分散を促す国の取り組みと、地方の仕事づくりや生活インフラ確保といった地域における地方創生の取り組みと相まってというような言葉にある通り、1つだけの施策では決して無理だと思うので、そういったところを、それぞれ各課連携を取る中で、今後効果ある施策の方をご提案していきたいと思っております。以上でございます。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- O11番 (大野) はい、ありません。ありがとうございました。よろしくお願いします。
- ○議長 (河野) 以上で、大野君の一般質問を終わります。
- ○議長(河野) 3番、浜口清海君。
- ○3番(浜口)はい。議長。
- ○議長 (河野) 浜口君。
- ○3番(浜口)はい。
- ○3番(浜口)3番、浜口清海でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。内容につきましては「日本の人口減少問題、綾川町の対策は」ということについて質問させていただきます。

現在、日本の大きな問題の1つが、人口減少、少子化、高齢化であります。

そしてこの人口の問題は大きな問題、課題であります。国・地方自治体もこの問題を 解消すべきであるとわかっておりますが、問題解決には程遠いのが現状です。

そして、もちろん国・地方自治体は色々と施策はとっておりますが、問題解消できず、 人口減少、少子化、高齢化は着実に進んでおります。現状を見れば、問題解決どころか、 問題は大きくなり、肥大化しております。今すぐにでも対策をとる必要があると思いま す。

本日、人口減少、少子化、高齢化の問題をすべて語るには膨大な時間を要します。ですので、今回の私の一般質問では、人口減少に伴う生産年齢の現状の把握、そしてその見直し、終身就労参加型社会を目指し、働きたい高齢者への就労参加、支援策に絞ってまいりたいと思います。そして、日本の現状を鑑みて、今回この人口問題解消の一助になればと思い、一般質問をさせていただければと思います。

わが町綾川町の人口推移 2020 年(令和 2 年) 2 万 2,693 人から 30 年後、2050 年(令和 32 年) では 1 万 5,455 人と、-31%になると予測されております。

この予測を踏まえ、以下4つの質問をしたいと思います。

以下述べさせていただきます。

- 1、本町の人口減少対策はどのように実施されておるのか、お伺いしたいと思います。
- 2、本町の生産年齢人口の推移は、どの様になっておりますか。それも問いたいと思います。

3つめ、4つめの質問をする前に、資料では添付しておりますが、簡単に日本の人口の推移、生産年齢人口の推移を簡単に述べさせていただければと思います。2020年(令和2年)生産年齢人口15~64歳は7,509万人、人口対比では59.5%を占めております。それが40年後、令和42年では人口も9,284万人、人口比で2020年比、73.6%の減少です。

ところが生産年齢人口は 2020 年対比 63.8%と、一層の減少となります。その対比を、生産年齢人口を 15 歳から 74 歳と仮定した場合、40 年後には、5,947 万人、総人口日 64.1%、2020 年比 79.2%と、生産年齢 15~64 歳から見た場合の比率から見て、大幅に改善できております。改めまして、15 歳~終身までにした場合は、令和 42 年は労働人口 8,334 万人、逆に、2020 年対比 111.0%と総人口比 89%と大幅に改善しております。今思うのは、少子化・人口問題、高齢化対策、どの自治体もがんばっておりますけども対策取れてません。申し上げたいのは生産年齢人口を 64 歳までと絞るんではなくて見直す必要がある。

これをすれば、日本経済は発展するし生産性も上がるという風に確信しております。 次に、3番目、4番目の質問に移ります。

この推移表を参考にして、3番目、4番目は、質問というよりも、町長、そして町職員の方々と一緒になって課題を、解決策を考察し、取り組みたいと思う事案でございます。

3、生産年齢を現行の64歳までから、10歳上げ74歳とすることで、先ほど申し上げましたように生産労働に携わる人口とその比率が大幅に伸びることがわかります。

ということで本町から先駆けて 65 歳以上の住民の方々が就労(自営業含む)するような施策をぜひともお願いしたいという風に思います。

4、60歳以上の町民だけでなく、65歳以上、75歳以上の町民の就労が拡大すれば、 当然ですが所得税、住民税が伸びます。増大します。つまり、町の歳入の増大となりま す。そしてそれが綾川町の活性化につながるという風に思います。

それだけでなく、就労者にとって、働くことによって、日々の生活習慣ができ、健康の維持管理に気配りをし、仕事に取り組むようになります。

そうすることによって結果的に、就労する住民が増えることで、町の歳入が増え、町の方々がより健康的な生活ができ、町の医療費の減少につながります。再度、65歳以上そして75歳以上の就労の拡大をお願いたします。

以上、4つについて質問させていただきます。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- 〇町長(前田)議長。
- ○議長(河野)はい、町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○町長(前田) 浜口議員の質問にお答えをいたします。

先に大野議員の質問にもいろいろお答えさしていただきまして、少し被るところもありますので、ちょっと省略してのお答えになるかと思いますがご了承、ご理解いただけたらと思います。

まず、1点目の本町の人口減少対策はどのように実施されているかについてでありますが、これまでの綾川町の人口減少対策は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和2年~令和6年を期間とする第2期「綾川町人口ビジョン」及び「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、継続的に推進をしているところであります。

総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、喫緊の課題である人口減少問題に対応する戦略をまとめたものであります。

内容は、人口減少と地域経済縮小を克服するために「まち」「ひと」「しごと」の創生とそれらの好循環につながる基本目標及び取り組むべき施策を掲げ、それぞれに目標値、KPIを設定しておるところであります。

さらに、施策ごとの取り組み内容・取り組み事業を設定し、各課が連携しながら目標 達成を目指しておるところであります。

2点目の本町の生産人口の推移についてでありますが、国勢調査と社人研の将来推計人口によりますと 2010 年(平成 22 年)の人口が 2万4,625人、生産年齢人口 1万4,506人、人口比率は 58.91%であります。

2020年(令和2年)の人口2万2,693人、生産年齢人口は1万1,814人、人口比率は52.06%。

2030年(令和12年)の人口2万393人、生産年齢人口1万444人、人口比率は51.21%。2040年(令和22年)の人口1万7,886人、生産年齢人口8,761人、人口比率は47.31%。2050年(令和32年)の人口1万5,455人、生産年齢人口7,183人、人口比率は46.48%。2060年(令和42年)の人口1万3,276人、生産年齢人口6,096人、人口比率は45.71%となっています。

3点目、4点目の生産年齢、就労の拡大については、生産年齢人口の減少が急速に進んでいることから、女性や高齢者等の一層の社会参加が可能となるよう、仕事と子育ての両立が可能な働き方の確立、高齢者や障がい者も安心して働くことのできる雇用環境の整備や、デジタルの活用などを進めていく必要があると考えており、現在、取り組んでいる総合戦略の見直しをする中で、各種検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、浜口議員の答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○3番(浜口)はい、議長。
- ○議長(河野)はい、浜口君。
- ○3番(浜口)はい。
- ○3番(浜口)ご答弁ありがとうございます。

非常に、きめ細かいご答弁いただきましてありがとうございます。

もう明らかに町長から発言されたように、大きな数の生産年齢が、生産人口が減っております。

それと、なおかつ子育て少子化、解決できてません。

当面ここ 20 年 30 年の課題はですね、町長もおっしゃったように、高齢者の就労支援、これに関わってくると思います。

これを町長だけに押し付けるのは、駄目だと思います。

町職員の方々、また、我々議員も含めて、このまちの活性化、経済の発展を考えれば、 我々が生ある限りは働くという人がいてもいいんじゃないかというふうに思います。 その辺りを踏まえてですね、ご見解を頂戴できればと思います。以上です。

- ○議長(河野) 福家いいまち推進室長。
- ○いいまち推進室長(福家)はい、議長。
- **○議長(河野)**福家君。
- ○いいまち推進室長(福家)はい。
- ○いいまち推進室長(福家)浜口議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ご質問の内容、高齢者の就労支援について検討ということの内容でございます。

私ども、今現在、先ほどからの答弁でも申し上げました通り、第三期の見直し、これ に入っております。

当然ながら、私どもだけで検討する内容でないことは十分承知しておりまして、庁舎 内にはですね、ワーキンググループを設置しているところであります。 それにつきましては、各課の担当職員等が出てきて、細かい施策についても話し合った上で、そのあと、ここに居ます課長職を中心としました、本部会議の方にかけて、いろいろ施策の方は詰めていきたいと思っております。

ご意見については、貴重な意見でありますので、この辺りについて含んだ上で、検討 入りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○3番(浜口)はい。議長。
- ○議長(河野)はい、浜口君。
- ○3番(浜口) はい。
- ○3番(浜口)いいまち推進室長さんありがとうございました。また今後ともよろしく お願いします。

ここは再々質問というよりも、最後に一言述べさせていただきたいと思います。

ここに傍聴されております傍聴の方々、マスコミの方々にもお願いがあります。

先ほどからも申し上げました通り、65 歳以上の就労拡大こそが、人口減少問題に対する、大きな解決策の1つになることは、明白であります。

今までは慣例として、15歳から64歳までを生産年齢と呼んでいましたが、これからは、65歳から79歳までの年金受給世代をニュー生産年齢と、ここ綾川町、ここから呼びかけていければと思います。

その声を香川県、四国へ日本全国へ呼びかけていき、日本全体、日本全国の就労者を 増えていくように、ご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願いします。

そして最後の最後です。日本国憲法第 27 条。すべての国民は、勤労の権利を有し、 義務を負う。ただし、児童はこれを酷使してはならない。最後の最後の最後です。

私事で恐縮ですが私は、日本国憲法を遵守し、90歳を超えても働く所存でございます。以上でございます。ありがとうございました。

- ○議長(河野)以上で、浜口君の一般質問を終わります。
- ○議長 (河野) ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時59分

- ○議長(河野)休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
- ○議長(河野) 4番、大西哲也君。
- ○4番(大西)はい、議長。4番、大西哲也。
- ○議長(河野)大西君。

- ○議長(河野) 大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- ○4番(大西) それでは通告に従い一般質問を行います。

「地域農業を守る地域計画の推進を」。

農業を取り巻く環境については、食料危機と自国防衛を見据えた国内生産力の強化、 農産品の価格転嫁の法制化に向けた動き等、明るい兆しを感じられるニュースもあり ますが、まだまだ形にはなっておらず、耕作放棄地の増加、担い手の不足等、様々な課 題があるのが現状です。

また、県内において今年の8月の平均気温が過去最高を記録したと報道されておりましたが、昨今の自然災害も含めた異常気象は、農作物だけではなく、動物である畜産業にも多大な影響を与えており、品質の低下や価格高騰だけでは済まず、農作物の旬が変わってしまう恐れすらあります。

そのような環境のなか、国の施策のひとつとして、農業従事者の減少と高齢化、農地管理の課題を解決するために、令和4年に農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われ、地域の農業者を中心に、話し合いによって地域の将来の農地利用の姿と担い手を明確化した目標地図の作成、『地域計画』の策定が、令和7年3月を期限として農林水産省より各市町村に求められております。『地域計画』策定のメリットについては、「10年後の個々の農地を誰が耕作するのかの見通しをつけることができる。」「地域内で進むべき農業の方向性、栽培品目や方法を定めることができる。」「担い手が耕作しやすい効率的な営農環境に変えていくことができる。」「国の補助や支援を受けやすくなる。」などがあり、今後、農地を維持するための骨格となる重要な施策であると同時に、農地の問題を家族単位で考えられていた方も巻き込んで、地域で共有して解決に取り組むきっかけとなると認識しております。

そこで、綾川町でも『地域計画』の策定が各地域に分かれて進められておりますが、 以下の点についてお尋ねします。

- 1、『地域計画』策定の進捗状況は。
- 2、香川県において『地域計画』策定の先進地である、まんのう町では、既に目標地図の作成はほぼ完成しており、農業委員が中心となって進められたことによって、行政は 事務局的な業務を主に担ったと伺ったが、今後、綾川町が農業委員に求めたい役割は。
- 3、農地に関する意向調査アンケートの回収が十分ではなかったようであるが、次年度以降、どのようにして農地所有者に協力を促し、農地の意向調査を行う予定なのか。

以上、3点答弁よろしくお願いいたしします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

1点目の、「地域計画」策定の進捗状況についてでありますが、本町におきましても、

令和7年3月までの策定に向けて、順次、進めているところであります。

「地域計画」は、地域における農業の将来の在り方などについて、協議の場を設け、 その協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために策定するも のであります。

町内を、旧小学校区の8地区に分け、それぞれの地区ごとに、協議の場を開催しております。第1回目を令和6年2月から3月にかけて行っており、担い手農家や、農業委員、農地利用最適化推進委員、さらには、県、JA、農地機構の出席のもと、意向調査の結果と現況の耕作状況を表示した地図を、確認していただき、担い手農家の今後の農地利用の意向や、現状の課題等について、意見を聴取しております。

第2回目の協議の場につきましては、第1回目の意向や意見を基に作成しました、地域計画(案)と目標地図(案)を確認していただき、7月から9月にかけて取りまとめを行っているところであります。

今後は、第2回までの協議の場での内容をとりまとめまして、町ホームページで協議 内容の公表を行ってまいります。その後、関係機関へ地域計画(案)・目標地図(案) に対する意見聴取を行い、公告、縦覧を経て、令和7年の3月末までに策定をしてまい ります。

2点目の「農業委員に求めたい役割」についてでありますが、本町でも、地域計画の第1回目、第2回目の協議の場には、農業委員も出席し、農地の出し手や受け手、また、担い手農家等の情報提供をしていただいて、協議の場での意見のとりまとめを行っていただくなど、中心となって地域計画の策定に取り組んでいただいておるところであります。

農業委員は、農地の最適化の推進活動を業務の1つとしていることから、今後も、地域をよく知る、農家の代表として、地域計画の策定・更新に関わっていただきたいと考えております。

3点目の「農地の意向調査」につきましては、令和5年の9月に行いました意向調査では、回答率は約57%であったことから、回答のなかった農地所有者に対しましては、改めて意向調査を実施する予定としております。その際には、農業委員や農地利用最適化推進委員にも協力をいただき、農地所有者の意向把握に努め、地域計画の更新を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○4番(大西)はい、議長。再質問お願いします。
- ○議長(河野)大西君。
- ○4番(大西)はい。丁寧なご答弁、ご答弁ありがとうございました。

先ほどの地域計画の中で、担い手ということで、メンバーの一部の担い手ですね、こちらおそらく認定農業者いう意味合いもあると思うんですけれども、こちらに対して少し言及があったようですが、私は感じるに担い手に関しては、本来であれば地域の農

地の保全、これも重要な役割の1つでありましたが、ちょっと香川県ないし綾川町の土 地柄といいますか、どうしても平野が少ないとか、そういった面で施設栽培の方に流れ がち。

恐らくは認定農業者等の要件が所得云々がありますので、そちらに流れがちなのは 仕方がないと思います。

ただ、そのあとどうしてもその他の農地を担い手が見れていない状況、おそらくこれは施設栽培の労働量が多いということもあるとは思いますが、施設の、その規模拡大、これに関しても施設が非常に高騰しまして、規模拡大も難しいという状況が重なって、またその他の施設栽培プラスその農地の保全が手が回らないという状況が、担い手がなかなか他の農地が見れないという現状があったようには思います。

そこに関しては地域計画の話し合いの場で、意識改革といいますか、意識づけしていけるのではないのかということで地域計画の話し合いは私も期待しております。

そのメンバーの中で1つちょっとお伝えしたいのが県の補助事業で多様な農業人材 支援事業、こちらの対象者要件の中に、地域計画の農業を担うものというものが位置付 けられております。

これも認定農業者集落営農組織は除くとあります。

これ察するにそういった話し合いの場に、認定農業者や、そういった担い手以外の兼 業農家等も、ぜひ入ってもらいたいという意図があるように思います。

そちらの招集、周知に関して、例えばその認定農業者の身内であったりとか、あとその兼業農家や後継者、あとは例えば10年以内にもう離農するかもしれないというふうな意向を出されてる方、こういった方たちにも、話し合いの場にぜひ入っていただいて、地域計画進めていただきたいとは感じておりますが、そちらに関してはどのように今後、地域計画の間に入っていただくように考えているのかについてを、すいませんちょっと考えをお伺いしたいと思います。

- ○経済課長(福家)はい、議長。
- ○**議長(河野)**福家経済課長。
- ○経済課長(福家)はい、議長。
- ○経済課長(福家) 大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず担い手の関係でございますけれども、認定農業者以外でも、農業を担う者として、地域計画では、農業担う者として位置づけることとはなっております。

多様な農業人材、制度の認定でございますけれども、現在、綾川町では2名の方に認 定を受けております。

これらの方もこの担い手として地域を守っていただく方と位置づけることにはしておりますので、今後こういった検討を、地域計画の検討につきましては、そういった方々にも参加はしていただきたいと思っております。

また、農地所有者で離農するという、表明のあった方につきましては、現在の目標地図の、素案として、ここを貸したい、という地図を表示しておりまして、そこを認定農

家の方がやっていく、誰がやっていくかという話し合いを今、進めているところでございますので、またこれは今、今年策定したからといって、もうこれで終わりではございませんので、引き続き継続して、来年度以降も検討を重ねていくという計画でございますので、そういった農地については、誰が担うかというのは、地域でまた話し合いを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○4番(大西)はい、議長、再々質問。
- ○議長 (河野) 大西君。
- $\bigcirc$  **4番 (大西)** はい。答弁ありがとうございました。

地域計画に関してはですね、おそらくこれを策定できたからといって、先ほどの課長の答弁もあったようにすべての農地の問題が解決するわけではありません。

おそらくそのすべての地域計画が完成したとしても耕作放棄地としても見れない農地というのは出てくるとは思います。ただ、今の現状、耕作放棄地がこのままこのペースで増えてしまうと、当然景観を損ねるということは、住民の生活満足度であったりとか、郷土の愛着心だとか、その移住とか定住施策の方にも影響してくる問題だと思っております。

その中でこの地域計画に、私は1人でも多くの方に入っていただくような推進が必要であると感じておりますので、情報発信に関して、なるべく入ってもらいたいっていう意図は先ほど答弁で、承知しましたけれども、町長の初めの答弁にあったホームページ等でも案内をしていくということで、これおそらく地域計画策定マニュアルの中にも、そういった一文が掲載されておりました。

協議の場への呼びかけであったりとか、進行状況がわかるような目標地図も随時ホームページ、広報誌等で周知するようにということでございましたが、この周知、告知に関しては今の進行状況についてもその報告、周知していくのか、もしくはそのある程度完成した段階、12 月ないし3月でしょうか、その時に公開するという予定なのか、ホームページ等の活用について、ちょっともう少し詳細について、お聞かせください。

- ○議長 (河野) 福家経済課長。
- ○経済課長(福家)はい、議長。
- ○議長(河野)福家君。
- ○経済課長(福家) 大西議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

町長答弁の中でのホームページでの公表というのは第2回目までの協議の場の内容 を取りまとめて、協議内容の公表を行っていくというものでございます。

そのあと関係機関、農業委員会であったりとか、JA、土地改良区の方へ意見聴取を 行いまして、7年の2月から3月にかけて地域計画の案を公告、縦覧にかけて、その手 続きを経まして、7年3月末の策定に至るというところでございます。

以上です。

- ○議長(河野) 大西君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○4番(大西)「学校教育における食育は」。

食は人が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものです。

しかしながら、世帯構造の変化、価値観の違い、生活スタイルの多様化により、食生活による心身への影響が懸念されるなか、アレルギー疾患、食習慣の乱れによる偏った栄養摂取、生活習慣病など健康面での問題が多数指摘されており、食育はこれらの改善に向けた取り組みとして認知されております。

また、食育によって地域の伝統的な食文化や農業を理解することは、郷土愛を育むことにもつながり、綾川町にとっても将来へとつながる教育のひとつであることもうかがえます。

本来であれば、子ども達への食育は、家庭が中心となって行うものではありますが、 SDGsの達成、環境問題、食生活の多様化も進むなか、次代を担うこども達へ命の大切さや感謝の気持ちを養うことに、学校、家庭、地域が協力して食育を推進することが求められております。

県産農水産物学校給食利用拡大事業の実施による、給食における県産品利用率の拡大や、県からの派遣による食育講座の実施等、積極的に食育が行われてもおりますが、 綾川町こども・子育て会議の委員からは食育に関しての充実度合いがここ数年減退しているのではといった意見もありました。

そこで、綾川町の学校教育における食育について以下の点についてお尋ねします。

- 1、食育に関する教育の現況は。
- 2、食品ロスについて給食の残食率と食品ロス削減の取り組みは。 以上、2点答弁よろしくお願いいたします。
- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井)議長。
- ○議長 (河野) 教育長。
- ○教育長(松井)はい。
- ○教育長(松井)大西議員の「学校給食における食育は」についてお答えをいたします。 学校給食における食育に関する教育の現況については、各校において年間の指導計画を定めて、家庭科や学級活動の時間に、食育授業をクラス担任と栄養教諭が協力して行っております。

取り組み例といたしましては、コロナ禍で中止していた時期はありますが、綾川町さぬきうどん研究会の協力による「うどんふれあい教室」、「主基斎田お田植まつり」に参加し、稲刈りや脱穀の体験、地域の方の協力による野菜作り体験などがあります。また、昨年から実施している「県産農水産物学校給食利用拡大事業」による生産者を迎えての出前授業・交流給食や、長年児童自らが食材を選んでお弁当を作る「お弁当の日」事業を実施しています。今後とも食育教育を通して、子どもたちの食料や調理、栄養や健康

に対する理解を深め、感謝の心を育む取り組みを行ってまいります。

続いて食品ロスにおける、学校給食の残食率については、栄養教諭が在籍している学校のデータになりますが、綾川中学校で7月の1カ月平均1%未満、滝宮小学校で平均4.8%という結果です。各種統計と比較しても、本町は非常に低い割合であります。傾向としては、知らない料理や食材が出た時や、おかずを先に食べて主食のごはんが残るなどの場合に、残食が発生しやすいようです。

残食対策としては、栄養教諭が成長期に必要な栄養や交互食べ、交互食べというのは 三角食べとかいろいろありますが、交互に食べていく等の指導を行っているほか、給食 委員会が残食 0 を目指す呼びかけや掲示づくりを行うなど、各校で工夫して取り組ん でおり、継続して取り組んでまいります。食品ロス削減の取り組みについては、残食は 生ごみで出していますが、塩分の入った残食は、肥料などには不向きであると言われて おり、下処理で発生する野菜の皮や芯などを肥料に利用することは可能でありますが、 調理作業での分別や、コンポスト等の設置やその後の処理などの作業量とコスト、効果 についての検討が必要であり、今後の研究課題といしたします。

以上、大西議員の「学校給食における食育は」の回答といたします。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○4番(大西)はい、議長。再質問お願いします。
- ○議長 (河野) 大西君。
- ○4番(大西)何点か再質問させていただきます。先ほど食品ロスに関しては、非常に数字も、優秀であるということで、全国平均、私もちょっと調べましたら、6%とか7%とか、数年前の記録でしたけれども、出ておりましたので、綾川町確かに少ない、学校給食に関しては少ないなというふうに思います。

もしかしたら教育長も耳にされたことがあるかもしれませんが、兵庫の方でふりかけを持参する、しないという話題が以前出ておりました。これ別に綾川町でふりかけの話はする必要はないんですけれども、生徒からの残食を減らすための取り組みの一環として提案されたというふうにも聞きましたので、そういう点に関しては子どもたちからそういった提案があるということは非常に素晴らしいことなので、今後もそういった子どもたちの食品ロスに限らずかもしれませんけれども、意見、ぜひ作り上げていただけたらなと思います。

あと地場産の使用率に関しても、少しお話が出ておりましたが、香川県が 52.5%、 綾川町 51.9%でおそらく、今年度、事業の活用によって、もっと数字は上がってくる のかなというふうには思いますが、ちょっと調べました四国 4 県がですね、徳島は 66.1%。愛媛県が 74.7%、高知県が 68.2%と、非常に四国内に関してはその数字が高 い傾向がありました。で、もしかしたらいろんな取り組みをされてるのかもしれません し、ちょっと僕もそこまで調べたわけではないんですけれども、今後ですね、もしかし たら香川県もその四国の他 3 県に、数字で競い合うわけではないんですけど、向上に努 めましょういう動きもあるかもしれませんので、そういった地場産の使用率の向上に 関して、何か考えられていることがあれば、ちょっと考えをお聞かせいただきたいという点と、あと、食育の教育の現況に関して、ですが少し私も栄養教諭の方とやりとりさせていただきました。

その中で、人数だったりとか、どうしても栄養教諭の負担というのも非常に大きいというふうにもお伺いしました。その中で、栄養教諭本人が、すべてを、食育を賄うのではなくて、先ほどのうどんとか、野菜づくり、そういった外部、そういったところにも協力をお願いして、食育を進めていくということですが、今後、地元の農業生産者等の出前講座、先ほど県からのということでしたが、地元綾川町の農業者もたくさんおりますので、そういった農業者への打診であったりとか、あとは農業経営高校との交流、こういったものに関しての実施は何か考えられているのかということと、あと負担軽減のICTですね、こちらに関しては食育、そのICTを使った取り組み活用は、何か考えられているのか。すいません、ちょっと何点かあるんですけれども答弁をよろしくお願いします。

- ○議長 (河野) 岡下学校教育課長。
- ○学校教育課長(岡下)はい。
- ○学校教育課長(岡下)大西議員さんからの再質問にお答えいたします。

まず1点目、食品ロスについて生徒からの提案等についての話については、今各小学校で児童会とかが提案して、給食の時間に行っているというような実績もありますので、そういったところを今後とも広めながら進めていきたいなというふうに思っております。

また地場産の利用率については、今の香川県が四国の中ではちょっと低いかなというようなところのお話でありますけれども、去年から県の方の事業も使いながら、県産品というところもしておりますけれども、地元の綾川町産についても、例えば、今回の事業にのせていけるものであれば、いちごであるとかブロッコリーであるとか県産、アスパラガスであるとか、そういったところを、農協とか、また経済課の方とも連携しながら、少しでも増やしていこうという取り組みも今後とも行いたいというところで、実際その給食費には限りがありますので、その辺のコストも含めて総合的に考えていきたいというふうに思います。

また栄養教諭の取り組み、職員に対する取り組みということですが、綾川町の方では 今年から栄養士の方が、生徒数の関係で3名から2名になっております。6校で2名と いうことになっておりますので、少し各校を回って食育をするところには負担が出て きているというところもありますけれども、学校教育課の方とか、子育て支援課の方と かで業務もいろいろ分担をしながら、そこの仕事も減らしながら、子どもに対するそう いう食育はしっかりできるような体制を今後とも取り組んでいくということ、また出 前講座につきましては、地元の農産物を作っておられる方にも働きかけるということ、 農経との連携ってのは今ちょっと、頭にはないんですけれども、今ご提案いただきまし たので、そういったところも視野に入れながら今後研究課題とさせていただきたいと 思います。

以上です。

- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○4番(大西)はい、議長、再々質問お願いします。
- ○議長(河野)はい、大西君。
- ○4番(大西)はい。
- ○4番(大西)すいません多岐にわたって答弁ありがとうございました。

1点だけICTの積極的な活用についての答弁が抜けておりましたので、そちらちょっとお答えいただきたいのとあと、一応私もICTの利用に関して、他市町どういったことをされているのかという点少し調べました。その中で当たり前であるのは事務作業の軽減等がございましたが、非常にちょっといいなと思ったのが、調理場からオンラインでタブレットで今も生徒全員タブレットを持ってると思いますので、その動画配信、オンラインの配信であったりとか、あと生産者も出前授業ということで直接伺うのではなくて、こういったオンラインの動画の配信、出前講座、そう言ったタブレット、ICTの活用というのも非常にいくつか例がございましたので、ぜひそういった活用も含めて、栄養教諭の負担も減らしつつ、食育も推進ということで、ICT、非常に便利だと思いますので活用はしていただきたいので、今現状、何か考えられてることがあれば、ICTの活用についてお答えをお願いいたします。

- ○学校教育課長(岡下)はい、議長。
- ○議長 (河野) 岡下学校教育課長。
- ○学校教育課長(岡下)大西議員さんの再々質問にお答えします。 I C T の取り組みについて、1回目の回答で抜けておりまして申し訳ありません。1点、事務作業の軽減につきましては、現在の学校給食、綾上の調理場の方で、こども園と小学校の作っておるんですけれども、そこの献立システムを両方で使えるであるとか、各学校全校で使えるであるとか、そういったふうにシステム的なことはいろいろ改革をしながら進めているというのが1つ事務作業の軽減については考えております。

また食育に関してオンラインを使っていろいろこうできないかということにつきましては、今後の研究課題で考えていきたいと思います。ありがとうございました。

- ○議長 (河野) 以上で、大西君の一般質問を終わります。
- O4番 (大西) ありがとうございました。
- ○議長(河野) 5番、森繁樹君。
- ○5番(森)はい。議長。
- ○議長 (河野) 森君。
- ○5番(森) 5番、森です。
- ○議長 (河野) はい、森君。
- $\bigcirc$  **5番 (森)** それでは通告に従い一般質問をさせていただきます。 「自転車の交通安全とE-b i k e の可能性について」。

先般、Setouchi Véloのトライアルライドとして、<math>E-bikeで町長をはじめ、町職員、商工会青年部、活性化協議会の方々、様々なメンバーと一緒に高鉢山の風穴を往復してきました。たくさんの自治体がE-bikeというツールを使って、健康増進や、道路交通法を順守した正しい運転の啓発や、観光目的と様々な利用を試みていると聞いています。本町ではどのように進めていくとお考えか、お聞かせください。

次に、自転車の事故に関する事ですが、香川県は年間の人口に対する自転車の事故件数が多いと聞いています。綾川町での事故件数はどうでしょうか。お伺いします。また、年齢別に分かるようならそれも教えてください。

これらの事を考慮しますと、健康増進や観光、地域振興、様々な効果を狙えるコンテンツではありますが、まず大切なことは安全面での配慮ではないでしょうか。それらに対する考えも聞かせてください。お願いします。

- ○議長(河野)前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- 〇町長(前田)はい。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

E-bikeは一般的な電動自転車に比べ、ペダルへのモーターアシストの割合が高く、長距離走行や傾斜のきつい坂道でも、体に負担をかけずに走行することが可能であります。このことは8月20日に開催いたしました「綾川町トライアルライド」において、綾上支所から高鉢山の風穴間を私も実際に走行し、実証事業を実施しております。

綾川町におけます自転車事業は、令和4年度に開催いたしました高校インターハイの自転車ロードレースを皮切りに、令和5年度にはスポーツサイクルの体験会、今年度9月15日には「あやがわ自転車ロードレース COPPA AYAGAWA」の開催など、主に競技として機運の高まりを見せております。

自転車の日常的な使用を想定したE-b i k e でありますが、観光、健康、環境、交通面の課題解決など様々な可能性を持っております。観光面では、利用者は目的地までの風景を楽しんだり、気になったお店に気軽に立ち寄れたりするなど、車ありきの観光では成しえなかった新たなかたちが期待できます。来年 2025 年には香川県内では瀬戸内国際芸術祭、かがわ・山なみ芸術祭の開催、そして大阪・関西万博が開催される年でもありまして、インバウンド層へのPRにもなります。

健康面では日常的に使用することで、運動不足解消や高齢者の筋力の維持向上にもつながります。環境面では、二酸化炭素を排出しない脱炭素化型の乗り物として、交通面では免許を必要としないことから高齢化の著しい過疎地域における新たな移動手段としても期待できます。今後町として検証を実施しつつ、E-bike普及に向けて進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に自転車の事故数についてでありますが、高松西警察署に照会いたしましたところ、令和 5 年におけます人身事故として処理された自転車の交通事故件数でありますが、8件となっております。また、年代別の事故当事者は、10 代が 4 名、20 代が 1 名、30 代が 1 名、60 代が 3 名、70 代が 1 名の合計 10 名となっております。

令和6年1月1日から9月1日までの交通事故件数は3件となっており、年代別の 事故当事者は、10代が2名、60代が1名の合計3名となっております。

香川県全体におけます、令和5年中の自転車が関係した交通事故発生件数、これは590件となっております。綾川町における事故件数が多いという状況は現時点で見受けられませんが、E-bikeを導入することとなった場合の交通安全に係る各種措置はこれまで以上に必要となってくると考えております。

引き続き香川県警察等各所と連携し、春・秋の全国交通安全運動キャンペーン等を通じた周知啓発等に取り組むとともに、E-bikeの啓発に合わせてヘルメット着用の重要性を啓発し、ヘルメット補助金制度の活用促進を通じてヘルメット着用率の向上に努めるなど、各種交通安全施策を実施・研究してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○5番(森)はい、議長。
- ○議長(河野)森君。
- ○5番(森)答弁ありがとうございました。

様々な、いろんな分野で検討していくというふうにお答えいただいたところなんですけれども、それは例えば、健康増進だったら、健康福祉課であったりとか、観光目的となるといいまちさんだったり、経済課だったりとか、いろんな課で検討していくということという認識でよろしいですか、どうですか。お願いします。

- ○議長 (河野) 福家いいまち推進室長。
- ○いいまち推進室長(福家)はい。
- 〇いいまち推進室長(福家)森議員の再質問にお答えをいたします。今いろんな面で、町長答弁でもございました通り、いろんな面で活用していくというお話をしました。ご質問でもありました通り、まさにその通りでありまして、いろんな可能性がある自転車の部分なので、可能性の部分と問題点をしっかり関係する機関で話し合って、より良い方向に、この自転車利用が進めばいいと考えております。以上答弁といたします。
- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○5番(森)はい。議長。
- ○議長 (河野) 森君。
- ○5番(森)はい。ありがとうございました。僕も、そこが一番大事だなと思っております。ちょっと話逸れますけれども、以前も、何度か言わしていただいたんですけど、アプリに関してだったり、経済課がするだけでなく他の課も使えるような部分があるっ

ていうところだったりとか、検討していっていただきたいっていうところだったり、 エンディングノート、まだ言いますけど、エンディングノートもそうで、結局いろんな 課が使えるというか、検討して、利用していかないと、パフォーマンスがもったいない んじゃないかっていう点を、すごく強く言いたいところであります。

今回も、前段なりますが、僕、また自転車かみたいなことをよく言われたりするんですけど、別に僕自転車に特化したいわけではないんですけど、たまたま、このE-bikeの話があったんで、これはこれで、ポテンシャルのあるコンテンツだと思うので、これをするんだったら、もう理解いただいてると思いますけど、いろんなところから、検討して、いろんな課で力合わせてやっていっていただけたらというところが強く言いたいところです。

すごい町長と、福家室長、めっちゃうなずいてくれてますけど、そういうことと判断 して要望として終わらせていただきますありがとうございました。

- ○議長(河野)以上で森君の一般質問を終わります。
- ○議長(河野)10番、西村宣之君。
- ○10番(西村)はい、議長。
- ○議長 (河野) 西村君。
- ○10番(西村)10番、西村です。
- ○議長 (河野) 西村君。
- ○10番(西村)通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「自治会の加入率アップの対策は」。

未だコロナ感染症の対策をしながらではあるが、落ち着きを取り戻し、地域活動において、一部縮小しているものの、コロナ前に戻りつつあります。私からは、地域活動の中心となる自治会の加入率についてお聞きます。

自治会は、地域の自主的運営により成り立ち、防災活動をはじめ美化・文化活動に重要な役割を担っているが、町民の生活様式の多様化と高齢化や人口減少により地域コミュニケーションの構築が遅れ、自治会加入率の低下が進んでいます。本町においても自治会の担い手不足により解散となった自治会もあると聞きます。「いいまちづくり」には地域の協力が欠かせません。そのためにも地域コミュニティの構築は行政にとって必要ではないでしょうか。

「何のために自治会はあるのか」「自治会は必要か」「自治会がないと不便なのか」こうした素朴な疑問を考察することなく地域活動をしていることが現在の自治会ではないでしょうか。本町はこのような自治会への加入率アップのための対策を講ずるものと考えます。具体的な対策を問います。

また、本町では公民館を中心とした防災でつながったコミュニティ自治会を結成することを計画して「自治会未加入世帯に対して防災で結びつく新たなコミュニティづくり」の構築を考えているようでありますが、本町の自治会未加入世帯数は全世帯の半数近くあり、「まちづくり」の大きな協力者となるでしょう。計画の進捗現状と今後の

具体的な対策を問います。よろしくお願いいたします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) はい。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

新たなコミュニティのあり方として、モデル的に公民館を中心とした防災でつながったコミュニティ自治会の進捗と具体的な対策についてのご質問をいただきました。

まず、自治会の加入率についてでありますが、令和6年4月1日現在で、総世帯数1万177世帯に対しまして、自治会加入世帯5,463世帯であり、加入率で53.7%となっております。昨年度が55.3%でありましたからから1.6%低下しております。

ここ数年自治会加入率は減少し続けている現状にあります。自治会は、地域の自主的な運営により成り立っております。防災活動、美化活動、文化活動など地域の活性化を図るうえで重要な役割を担っております。

しかしながら、高齢化・核家族化、住民の価値観の多様化等によりまして、自治会加入率の低下に歯止めがかからない状況にあります。

そこで、これまでも議会におきまして答弁をしてまいりましたが、コミュニティ自治会を結成することを計画をしておりました。未加入世帯が地区公民館を活動の拠点とし、防災活動を行うことで、共助の気持ちを大切にした新たなコミュニティが生まれる「未加入世帯に対して防災で結びつく新しいコミュニティづくり」を構築する、この考えに変わりはありません。

計画の進捗及び具体的な対策といたしましては、現在、綾上地区におきまして過疎 地域活性化推進事業を進めております。この春に4つの活性化協議会が立ち上がりま した。

活性化協議会の中には、すでに防災でつながる地域活動の計画を立てている地域もあります。このような取り組みをモデル事業といたしまして、自治会未加入世帯の防災活動への参加を促すことによりまして、公民館を拠点とした防災でつながるコミュニティを構築し、コミュニティ自治会につなげていく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○10番(西村)はい。議長。
- ○議長(河野) 西村君。
- ○10番(西村)はい。
- O10番(西村)答弁ありがとうございました。

自治会加入率が非常に低下しておると。これを今、食いとめる方法がないような状況ではあると思うんですが、まず低下の原因について調査をされるのかどうか、その原因

が何なのかっていう考察が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇いいまち推進室長(福家)はい。
- ○議長 (河野) 福家いいまち推進室長。
- ○いいまち推進室長(福家)はい。
- ○議長 (河野) 福家君。
- 〇いいまち推進室長(福家)はい。
- ○いいまち推進室長(福家)西村議員の再質問についてお答えをいたします。

自治会加入率の低下について、原因についての調査、考察が必要ではないかという ことで、そのあたりを調べているのかというようなご質問でありました。これについ てお答えをいたします。

まず、自治会加入率の低下につきましては、自治会のですね、各自治会が集まってる組織が自治会連合会という組織になります。ここでも、これまでもずっと、自治会加入率の低下について話し合ってまいりました。その原因につきましては、答弁でも申し上げました通り、高齢化、核家族化、価値観の多様化の他に、やはり自治会に加入するにしても、自治会加入の負担金が高過ぎるというような問題とか様々な問題が出ているというところも、その自治会連合会の会議の中では出ております。

ですが、かといってそれを解決するのはやっぱり自治会の中身の話でありますので、行政的にそこに踏み込んでいくわけにはいかないというところがあります。

で、自治会連合会の中で、そういった呼びかけっていうか、自治会加入を呼びかける1つの手段として、そういった負担金の低減とか、そういったことはこれからですね、連合会の中で議論をしていって、その上で町の方に政策として提案していただけるものと思っております。

以上、答弁といたします。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○10番(西村) ありません。
- ○議長 (河野) 以上で、西村君の一般質問を終わります。
- ○議長 (河野) 2番、三好和幸君。
- ○2番(三好和)はい、2番、三好和幸です。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○2番(三好和)はい。
- ○2番(三好和)通告に従い一般質問いたします。

「綾川町社会福祉協議会の今後について」伺います。

綾川町社協は介護保険が始まる以前より近隣の自治体の中でも比較的早い時期に創設され、誰もが住みやすい綾川町であるよう様々な施設や機関と協力して、生きがいデイサービスや、多機能サービス、成年後見人制度の相談など地域の安心には欠かせない活動をされています。

しかし先月の社協だよりあやがわの決算書の赤字を見て驚いたところであります。

近年の自治会離れも大きく影響し会員の会費収入も減少しており、また民間事業所の参入もあり、以前とは違った環境にあるのは理解しますが、社協の特徴である自治体とのつながりを利用し半官半民の体質を大いに発揮して民間との違いを使った連携や活動をしてほしいと思います。以前には民生委員とも密接で、会議でも同席し共に意見を交換していましたが、現在は別々なので民生委員さんとの情報の共有ができていないともお聞きします。

また、社協の中にはボランティア連絡協議会の中に9組織あり、また、えがおには保健師やケアマネや包括支援センター、訪問介護ステーションなど豊富に人材は確保されているとお聞きします。

以前、社協には梅の里、もみじの2カ所に風呂がありましたが、現在はもみじ温泉の みが使用されております。しかし大浴場は壊れており、薬草風呂のみの稼働です。町内 各所からのデイサービスの送迎バスも地域毎に週2回程度運行されておりますが、お 年寄りからは月に2回くらいしか温泉に入れないとの声も聴きます。

先日の厚生常任委員会で執行部の話の中で、今後はもみじ温泉の利用者の減少で存続は難しいというお話がありました。来年の3月で廃止されるんじゃないか、との話も聞きます。もみじ温泉は旧綾上町の頃、平成4年に井戸を掘り開業したが鉄分が多く、その後も再度掘り直したが、やはりその水質は変わらなかったので近隣からタンクローリーで温泉水を運び営業していました。元来、温泉施設の寿命は概ね30年が目安と聞きます。2カ所どちらの施設も耐用年数は過ぎていると思います。また、その温泉の改修費は3千万円くらいかかるともお聞きします。せめてデイサービスに行って、ご近所の方と話をしながらゆっくり足を延ばせて入れる風呂、いままで綾川町やご家族のために貢献されたお年寄りに少しでも喜んでもらえるよう又、介護予防の観点からも是非、施設の改修をお願いしたいと思うとともに、廃止後どのように活用を考えているのか、対案がありましたらお示し願いたいと思います。お願いします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

綾川町社会福祉協議会は、合併前の旧町時代からそれぞれの町で社会福祉法人として立ち上げ、高齢者や障害者、生活困窮者等の福祉向上を念頭に様々な社会福祉事業に取り組み、介護保険制度の礎を築くとともに、合併後も在宅福祉事業や通所介護事業等の事業を展開し、更には小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、地域に必要なサービスを提供してまいりました。また、旧町時代からそれぞれの町において健康で豊かな町づくりを目指して温泉事業を展開してまいりましたが、現在、梅の里温泉は廃止され、一方もみじ温泉福祉センターは継続運営しているものの、開館30周年を迎え老朽化は進み、併せて近隣の民間施設への集客にも押されまして、開館時、1日平均83人の利用客は令和5年度には1日平均36人と議員のお話の通りその利用者は

激減の一途をたどっており、赤字経営の大きな要因となっております。

しかしながら、現在における町社協は、町からの委託事業の、生活支援体制整備事業、新たに重層的支援体制整備など、地域に密着した相談体制等によりまして、助けを必要としている町民への働きかけや相談、居場所づくりなど共生社会を目指して取り組んでおり、本町においては、なくてはならない社会福祉法人であります。

今後、どうあるべきかは町社協の理事会、評議員会に諮っていただきまして、委員のご意見をいただくとともに、また町としても地域福祉向上を目指した町社協の運営継続について、検討していく必要があると、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○2番(三好和)はい、議長。再質問します。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○2番(三好和)はい。
- ○2番(三好和)答弁ありがとうございました。赤字の主な原因をお聞きしますと、ヘルパーの人手不足が難しい、人員の確保が難しい、またヘルパーの賃金が安いというような問題をお聞きします。

私たち利用者の家族からすれば、社協は土日がお休みですので、利用者からは、土日こそデイサービスに連れていって欲しいという意見もあります。なかなかそういう不便があるので民間事業者との連携ができておらない以上、そちらに流れる現状があるんだと思います。

介護保険が始まり24年がたちましたが、例えば現在綾川町にはヘルパーの資格を持つ人が多くおられます。提案ですが、その人たちの洗い直しで勉強会をして10人20人のヘルパー離職者を、新たにヘルパーとして活動するのはどうでしょうか。

また、70歳以上でも、仕事ができる人はたくさんおられます。週に2回とかでも、利用者1人でも担当してもらうなどの努力をし、町内へルパー事業所との連携で、技術やコミュニケーション等の交流で、ヘルパーの今後の地位向上を目指してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

- ○議長(河野) 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(土肥)はい、議長。
- ○議長(河野)はい、土肥君。
- ○健康福祉課長(土肥)はい、三好和幸議員の再質問にお答えいたします。ヘルパー事業ですが、これにつきましてはもちろん赤字というところもありますが、かなり高齢化が進んでいるようです。なかなか需要に対する供給が追いついていないいうところもございまして、なかなか難しいというところです。

それから、ヘルパーさんの、一応勉強会といいますか、以前は研修会等ですね、採用に向けていろいろやっておったんですが、もう参加者が激減しまして、開催ができないっていう状況が続きまして、今は止まっているというふうに聞いております。

今後、またそういった機運になれば、そういう勉強会、研修会も、あろうかと思いますが、今の現状ではなかなか難しいのかなというところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○2番(三好和)再々質問ありません。答弁ありがとうございました。
- ○議長 (河野) 以上で、三好君の一般質問を終わります。
- ○議長 (河野) ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時 9分

- ○議長(河野)休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
- ○議長(河野) 8番、十河茂広君。
- ○8番(十河)はい。議長、8番、十河です。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○8番(十河)議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。公明党の十河です。よろしくお願いをいたします。「自主防災組織は共助(近助)の要。支援強化を!」というお題でやらさせていただきます。

本年元旦に発生したマグニチュード 7.6、震度 7 を観測した能登半島地震。死者数は 関連死を含め 339 名を数え、いまだに家屋倒壊、土砂崩れによる道路が損壊して通行 止めになっている地域もあるそうでございます。

また8月8日に発生した宮崎県日向灘の地震は、マグニチュード7.1、震度6弱を観測し、東海地方から奄美群島にかけて震度5弱から1を観測したとあります。あわせて同日に「南海トラフ巨大地震注意報」が初めて発表され、政府は1週間の水、食料の備蓄や避難経路の確認といった備えを呼びかけました。対象地域におきましては緊張が走ったところでございます。

また台風 10 号が 8 月 22 日に発生し、強い勢力を維持しながら九州から四国を通過し、日本全国に多大な雨被害、風被害をもたらしました。香川におきましては、東かがわ市が大雨洪水被害に遭うなど大変な事態となりました。気象庁、国土交通省より過去最大級の大型台風と位置付けられ、万全の備えを、との発信をされました。天候も 9 月に入った現在も真夏日、猛暑日の酷暑が続き熱中症で搬送されたとのニュースが流れています。これも 1 つの自然災害に当たるかと思います。

上記のように、自然災害が頻発し激甚化するなか、住民の方に最も身近な地域の防災力を高めるため「自主防災組織」の整備と強化に力を入れる必要があると考えます。万

一の事態に対する備えは、自分で身を守る「自助」、地域近隣で協力し合う「共助」、行政による「公助」、の3つが一体となって機能してこそ大きな効果があるとされています。人口減少、少子高齢化が進んでいることを考えれば地域住民による協力体制をどのように構築し維持していくかは喫緊の課題ではないでしょうか。そこで前段でも触れさせていただきましたが、今注目されているのが「自主防災組織」です。自分の地域は自分で守るとの思いで立ち上げた組織数は全国で約16万4千団体。我が町では134団体が組織結成したと届けられております。「自主防災組織」は日頃は防災訓練の実施や危険箇所の掌握などに努めつつ、災害時には、初期消火や住民の避難誘導等、難しいかも分かりませんが、できる限り負傷者の救出に尽力する。その様なことを想定して訓練活動をする事も必要ではないかと思います。

ただあくまで地域住民による任意団体であることから、活動内容は地域によってどうしても濃淡がございます。せっかく立ち上げた組織が、絵に描いた餅になっている地域もあるのではないでしょうか。地域防災訓練など日頃からの活動への参加を、男女問わず増やしていく工夫が必要だと思います。聞いてみると「住民の防災意識が低い」「若者の参加がほとんどない」「具体的に何をやっていいのか分からない」などあまり活動が活発でない現状ですとの声が多くございました。この点は地域の多様な団体、企業と連携する取り組みが効果があるのではないでしょうか。小学校、中学校のPTAと協力し、幅広い年齢層が楽しめる防災学習イベント等を行えば、少しでも子どもと保護者の防災に対する意識向上につながっていくかと思います。

町行政が現在行っているのは、現在は避難所運営の訓練です。避難所運営、その前に、 今地震が起これば今何を1番にするべきなのかは地域の方々の知恵と行動だと思って おります。

上記をふまえ「自主防災組織」の底上げをするための現状、支援をお尋ねいたします。 1、自主防災組織の平時の時、有事の時の活動の手引きが必要と考えますが、現在町に おいて自主防災組織に配布している参考となるような手引きはあるのか。無ければ、ホ ームページにおいて訓練動画掲載、またDVDを配布して参考となる情報を発信して はいかがか。

- 2、自主防災組織リーダー研修(男女問わず)、自治会役員(男女問わず)防災研修を 開催する計画はあるのか。
- 3、毎年町において行ってくださっております防災訓練、避難所運営訓練に参加されない方に対しての町からの働きかけは何かしているのか。例えば各自治会公民館に防災アドバイザーを派遣する計画等はあるのか。
- 4、高齢者、要支援者の情報は自主防災組織リーダーと行政で共有されているのか。
- 5、行政職員の防災に関する人材育成の取り組みはどのようなものであるのか。

以上、住民の生命と財産を守るのが行政の最大の使命でございます。上記 5 点、答弁 を願います。

○議長 (河野) 前田町長。

- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

本町では、自主防災組織の結成数は、9月1日現在で134組織の届出がありますが、 その活動につきましては、地区及び組織により差があります。また、少子高齢化や若年 層のコミュニティーへの参画意識の低下などにより、組織の高齢化や構成員の減少が 起きていることについても、問題認識を持っているところでもあります。

1つ目のご質問の「自主防災組織の平時及び有事の活動の手引き」についてでありますが、町として独自の手引きは作成はしておりませんが、香川県が平成28年に作成した「自主防災組織活動マニュアル」、これを参考に、組織からの質問や要望があった際に対応させていただいております。情報発信の要領につきましては、今後の研究課題といたします。

2つ目の「自主防災組織リーダー研修及び自治会役員防災研修の開催」についてでありますが、香川県が毎年、防災リーダー研修会を行っております。町内の自主防災組織から交代で2組織づつ参加をいただいているところであります。また、町独自といたしましては、4月に行いました町の自治会長会におきまして、各自治会に対しご案内を差し上げ、依頼のあった自治会や自主防災会に対し個別に防災アドバイザーを派遣し、講話や訓練を支援しているところであります。今後は、町からも働きかけ、地域の防災意識の向上、安全対策に努めてまいります。

3つ目の質問の「毎年行っている防災訓練、避難所運営訓練に参加されない方への働きかけ」についてでありますが、現在行っております地区防災訓練では、これまで避難所運営や避難所の内部配置について、図上で考えていただく訓練を行いましたが、今年度は、避難所の設営及び資機材の取り扱いについて、実動で行う体験型の訓練を予定をしております。本来であれば全町民の方に、ご参加いただき訓練をしていただくのが最良と考えますが、場所や時間の制約により各自治会から2名を基準に案内をさせていただいておるところであります。当日、ご参加いただけなかった方々へのフォローとして、要望のあった自治会や自主防災組織などへの防災アドバイザーを派遣し、講話や訓練を支援しており、今後も引き続き行っていく考えであります。

また、これまでも実施しておりますミニ防災フェスや防災デイキャンプのイベント、 更には、学校の家庭教育学級での防災学習などを実施し、子どもも含めた、自治会や自 主防災組織への未加入者・若年層への啓発にも取り組んでまいりたいと考えておりま す。

4つ目の質問の「行政職員の防災に関する人材の育成の取り組み」についてでありますが、毎年、出水期前に避難所スタッフとなる職員に対して、研修・説明会を開催し、災害対応や避難所の運営について周知・確認を行っております。また、国交省や高松気象台など国や県が行います各種災害対応に資する研修に、職員を参加させ、スキルアップを進め人材の育成に努めているところであります。

行政は、住民の生命・財産を守るのが使命でありますが、住民の自助・共助が災害時に大きな役割を果たすものであり、しっかり支援をしていく考えであります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○8番(十河)議長。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○8番(十河)はい、お願いします。
- ○8番 (十河) 再質問でございますが、本年も先に一般質問された議員の方より11月におきまして訓練が町主体でやっていただけるということをお聞きいたしております。その中で、現場サイドからの感覚でございますが、防災訓練におきましては自治会長、並びに公民館館長であったりという方が対象にはなってくるかと思いますが、なかなか現場の方では、地域の方では、自治会長が1年で交代でしたりであるとか、2年で交代したであるとか様々な交代の間隔があるかと思いますけども、そういうことを考えると、言うたらもう参加した方が、もう単発で訓練に参加しているという状況にはなってくるかと思います。なかなか、何年に1回参加してもなかなか得るものというのかですね、行かなくちゃならないから行ってるんですよという雰囲気もあるところであるので、しっかりと、何か継続して参加をしていただける方を、地域から1名ないし2名出していただくとか、そういう方が自主防災組織のリーダーとなって、現場において旗を振っていただけるのかなというふうには想像いたしますが、その辺の対策としてのお考えが行政の方にあるのかどうか、お尋ねいたします。
- ○議長 (河野) 宮前総務課長。
- ○総務課長(宮前)はい、議長。
- ○議長 (河野) 宮前君。
- ○総務課長(宮前) 十河議員の再質問についてお答えをいたします。

町におきまして毎年実施しております防災訓練の参加者について、町といたしましては自治会長さん、また自主防災会の代表者の方へのご案内をしておりまして、その役員さん、自治会長さんなり、代表者の方が毎年交代をされるということもお伺いはしております。そして、しかしながら参加者につきましては自治会長さんでないと駄目だというようなところの限定はしておりませんで、自治会から2名程度ということで、できれば継続して参加できる方が参加いただければというふうには町としては思っておるところでもございます。そういった中で、地道な活動にはなりますけれども、こちらの方から働きかけをして、それ以外、個々にですね、出向いてできますよと、防災アドバイザーを派遣して、各地区での対応をいたしますということも発信をしておりますので、その辺でカバーしてまいりたいというところも思っておるところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長 (河野) 再々質問はございませんか。

- ○8番(十河)議長。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○8番(十河)議長。
- ○8番(十河)質問ではございません。最後に意見を述べさせていただいて終了させていただきます。一般質問を考えていく中で、様々な思いがよぎってきたところでございますが、防災の主体は行政でまた、住民は客体という、言うたら言われたからやるんですよと言うのが、今の現状かなというふうには思っております。その辺の意識改革が、私も含めてですが、必要かなというふうには思いました。

2つ目には、様々いろんなものを読んでいく中でも、行政は万能ではないな、いうところが、すべて行政じゃなくて、自分の命は自分で守っていくというのがすべてにはなってくるのかな、その部分で、手助けを行政にお願いしていくというそういうことなんだよというのも、しっかり自分が地元に帰ったときには、語りかけていきたいなというふうには思いました。

最後でございますけども、住民の方の自主性を抜きにした防災というのはないなということも感じさしていただきました。また、地域は私たちがという、自主性を高めていくために、そういう部分では、行政のお力をお借りしてですね、様々な他の自治体によるものも、参考にしていただきながら、情報発信を折々にしていただきたい。そういうふうに感じたところでございます。これ私の意見として納めていただければと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

- ○議長(河野) 十河君の一般質問を終わります。
- ○議長(河野) 7番、三好東曜君。
- ○7番(三好東)はい。議長。7番、三好東曜。
- **○議長(河野)**三好君。
- ○議長(河野)なお、三好君は一問一答であります。 1 問目の質問を許します。
- ○7番(三好東)はい、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

我が国は川﨑議員の外国人土地取得問題の質問でもあったように、常に国家の乗っ取り、転覆、支配などの危機にあり、現在はグローバリストと呼ばれる金融資本を牛耳る人類比1%の人々の影響が強く世界各国の国家運営に影響を及ぼしており、さらに敗戦国として未だアメリカの政治的圧力下にあり、新植民地主義と呼ばれる制限下に我が国の政府は置かれています。

したがって、そのグローバリストが全ての主要メディアの有力株主であり、彼らの都合が悪い情報は流さないという風に情報統制、制限がかけられたプロパガンダが我々が主要テレビ、新聞を通じて知りうる情報となっています。SNSでもInstagramやFacebookの運営会社、META社のザッカーバーグCEOも政治的な圧力により情報統制を行なったと表明し、彼らの圧力が表に出たことが世界的なニュースになりました。農政や郵政民営化、水道事業の民営化、NTTの通信網の民営化な

ど、明らかに国家利益に反する事業のほとんどはグローバリストの圧力によるものであり、国家解体戦略であるとされています。

よって私が今から申し上げる質問は、日本国家存続のための質問であり、日本政府から得られる情報を元に、主要メディアでは発信されない視点とリスクを住民生活を守る最後の砦として町行政に問う質問であります。

それでは、この前提をおきまして、最初の質問に移らせていただきます。

「町長は新型コロナmRNAワクチン接種による薬害事件が起きていると思うか。」 今まで私は本町に厚生委員会と一般質問を通じて新型コロナmRNAワクチンの薬 害情報を提供してきましたが、6月議会の私の一般質問で町長は「全国から集めた三好 東曜議員の話は鵜呑みにしない」と答弁され、「町長のもとにはワクチン接種をやめて くれとか町民から申し出は一切無い」と言われました。「鵜呑みにしない」という表現 は「無視する」という意味で捉えたら良いのでしょうか。それとも、「本当であるかど うか確かめる」という意味で捉えたらよろしいのでしょうか。

おそらく「本当であるかどうか確かめる」という意味の「鵜呑みにしない」という表現であったのではないかと私は推察しますが、「本当であるかどうか確かめる」事をされた後の町長は新型コロナmRNAワクチン接種による薬害事件が起きていると思いますか。もし思わないのであればその理由は何でしょうか。お答えください。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

6月定例会で「三好議員の話は鵜吞みにしない」と申し上げたのは、ご質問の内容に 公式に発表されたもの以外の情報が散見されたということで、そういう情報を取り上 げて検討することはないという意味で申し上げたものであります。

町は国の政策の下でワクチン接種を推進する立場にあります。薬害事案の定義もあいまいであり、国からの公式な見解もない以上、薬害事案が起こっているかどうかのコメントは我々としてはできないと、そういうことであります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○7番(三好東)はい。では質問させていただきます。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○7番(三好東) 2点あります。

まず、担当課長にお聞きしたいと思います。公式な発表以外のもの以外で、公式なもののみの情報、検討されているということで、逆に取ればそういうことになると思うんですが、公式なもののみでこれは、どこまで深掘りをされたのでしょうか。その深掘りをされて、された状態で、知りえた情報による学びや気づきはどのようなものだったか

というのを教えてください。

もう1つ、もう1点はですね、その後、町民から、新型コロナmRNAワクチン接種をやめて欲しいだとか、説明して欲しいといったような声は届きましたでしょうか。この2点お答えいただけたらと思います。

- ○議長 (河野) 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(土肥)はい。
- ○議長 (河野) 土肥君。
- ○**健康福祉課長(土肥)** 三好東曜議員の再質問にお答えします。

公式のみの、一応それを信じるということで、それ以外のものを深掘りしたかと。言いましたら、こちらでは公式のもののみを見ておりましてそれ以外のもの、それを深掘りしてみたということはしておりません。

また、町民からメッセンジャーRNAワクチンですかね。これについて問い合わせ、 これは1件、1名からあっております。以上です

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○7番(三好東)はい、議長。再々質問あります。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○7番(三好東)はい、公式のみを深掘りしたというより、聞いた質問内容では、公式の情報読んで、どのようなことを学んだか、あと学びや気づきっていうところをお伝えしていただきたいなというふうに、問うたんですね。していないというのであれば、なぜそれをしないか。町長の指示がなく、深掘りをして調べることは職務規定に反するのでしょうか。また、職務規定に反していないのであれば、どうして深掘りをしないのでしょうか。

公式な情報だけにしても、このワクチン接種により、予防接種健康被害救済制度に、認定された人っていうのは、過去 45 年間の統計の死亡した人で 5 倍以上になるんですよ。これ新型コロナワクチン単体で。ですので、これ異常事態が起こってるっていうのが誰の目でも、明らかであると思うんですね。NHKでもあさイチという番組で 1 時間の特番が組まれたところです。ワクチン薬害が起きていると。公式な情報、なぜそれをわざわざやらないのか。ここが、行政の責任、職務を失しているところではないかなというふうに私は思います。

そこの問い合わせ1件で1名というのは間違いではないでしょうかね。私の方にも報告ありまして聞いてるのは2名で、要望書を提出に行きましたと。陳情書も提出に行きましたという報告があるので、その方たち以外にもう1名いらっしゃったということでしょうか。正確な答弁をお願いします。

- ○健康福祉課長(土肥)はい、議長。
- ○**議長(河野)** 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(土肥)三好東曜議員の再々質問にお答えします。

深堀、公式の情報をこちらはとらえているというところで、それで学び気づきと、ど

うなのかというところでございますが、我々は国の予防接種法によりましてどういう ふうに予防接種を実施していくかというところの中の情報を集めておりまして、議員 おっしゃるいろんな情報、全国有志医師の会とか、そういった部分で、いろんな情報が 流れてますが、これをこちらとしては、それを信用するのではなくて公式の、情報を信 用して動いていると、国の情報をもとに動いているというところで、学び気づきという ところまでの話ではないというふうに思います。

それから先ほど、町民から問い合わせという件でありました。この件については1名です。ただ要望書が上がったのは1名で合計2名でございます。

以上でございます。

- ○議長(河野) 三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○7番(三好東)はい。議長。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○7番 (三好東)「綾川町の年度別死亡者数の推移と新型コロナmRNAワクチン接種の 関係性は」。

新型コロナmRNAワクチン接種が始まった2021年以後3年間の日本人口の超過死亡数は約60万人に上ると言われており、ワクチン接種が超過死亡の原因の1つである事を懸念する声が強く国内外からあがっています。

本町でも国全体と同様に死亡数に変化はあったのでしょうか。過去 10 年間の年度毎の死亡数、月別死亡数を教えて下さい。また、国のデータでは死亡数が増えたのはワクチンの毎ブースター接種後数週間です。ワクチン接種開始日と死亡数の曲線は本町でも比例しているのでしょうか。

本町の年度別死亡者数の推移と新型コロナmRNAワクチン接種の関係性はどうなっていますでしょうか。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○町長(前田)ご質問にお答えをいたします。

確認ができた綾川町の住民の年度別死者数でありますが、平成 27 年度が 312 名、平成 28 年度が 355 名、平成 29 年度が 320 名、平成 30 年度が 357 名、令和元年度が 341 名、令和 2 年度が 324 名、令和 3 年度が 373 名、令和 4 年度が 377 名、令和 5 年度が 367 名であります。ワクチン接種との関係性は不明であります。

ちなみに、先日でありましたが9月11日付けの四国新聞に厚労省の人口動態統計で、令和5年5月の感染法上の位置付けが5類に移行してからの1年間の新型コロナへの感染が原因での死者数が発表されておりました。香川県は279人でありました。なお、町の内訳は不明であります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○7番(三好東) はい。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○7番(三好東)はい、ありがとうございます。この数字を見てからですね、若干、令和 3年4年5年ということで、上がってるようには見えるんですけれども、ここのとこ ろの分析を町の見解、詳しく教えていただけたらと思います。
- ○健康福祉課長(土肥)はい。
- ○**議長(河野)** 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(土肥)はい、議長。
- ○議長 (河野) はい、土肥君。
- ○健康福祉課長(土肥)三好東曜議員の2問目の再質問にお答えいたします。町の方では、月別を見ても、流れとしては、そういうところで毎年の傾向にあるというふうに思っておりまして、その辺のコロナの影響というのは、ちょっと考えにくいと思っております。その影響については、なかなかあったというふうにはわからないというところでございます。以上です。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○7番(三好東) ありません。
- ○議長(河野) 三好君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。
- ○7番(三好東)はい、議長。
- **○議長(河野)**三好君。
- ○7番 (三好東)「新型コロナウイルスmRNAワクチン接種はなぜ中止にならず、本町 は国に対して中止の要望をなぜあげないのか」。

新型コロナmRNAワクチンは予防接種被害者救済制度適用者の数を見ると過去のどのワクチンよりも健康被害が桁違いに多く、史上最大のワクチン薬害であることが明らかであるのにどうして、中止にならず、本町は国に対して中止の要望をあげないのでしょうか。

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査(2024年8月30日時点)では、予防接種被害者救済制度の進達受理件数のうち認定数(累積)7,994件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む認定数(累積)777件となっております。

これは過去 45 年間の予防接種被害者の統計を比べると、新型コロナウイルスmRNAワクチン単体で認定数は過去 45 年間のすべてのワクチンの総計の 2.26 倍、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む認定数は 5.14 倍となっています。接種総数で比較すると、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む認定数は約 15 倍です。

過去の予防接種に伴う重篤な有害事象の発生と中止事例を見ますと

- ・ジフテリア+百日咳+破傷風の三種混合DPTワクチンでは1975年に接種後2例の死亡例がありまして、調査検討のため接種中止になっています。
  - ・1989 年より始まった麻疹+おたふく+破傷風の三種混合MMRワクチンでは接種

後に無菌性髄膜炎が多発し、当初10から20万人に1人の確率と言われていましたが、 実際は1200人に1人の確率で集団訴訟が起こり1993年に中止になりました。

- ・2005 年より始まったマウス脳由来日本脳炎ワクチンは接種後に数例の急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) 症例の報告があり、予防接種健康被害認定部会・認定分科会において因果関係が否定できないと認定されたことにより積極的接種推奨が中止されました。
- ・2013 年の子宮頸がんワクチンでは接種後に慢性疼痛を訴える症例の報告の集積により、接種開始まもなく積極的接種推奨の中止が決まりました。

このように過去の事例では問題が起これば接種の中止対応を国はしてきたのですが、なぜこの新型コロナmRNAワクチンは中止にならないのでしょうか。また、どうして町はこの様な薬害の実態を知りながら放置して中止の要望を国にあげないのでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

- **○議長(河野)**前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)質問にお答えをいたします。

厚生労働省では治験の結果、専門家の意見等によりまして、ワクチン接種によるベネフィット (メリット) がリスクを上回るとの見解でワクチン接種を定期接種として実施することとしております。国が実施すると決めたものでありまして、町のワクチン定期接種も実施する考えに変わりはありません。また、住民の方からも今年度の接種はいつから開始になるのか、自己負担はいくらになるのかなどの問い合わせをいただいておるところでございまして、ワクチン接種への関心、これが伺えるところでもあります。

以上により、現時点で国への中止の要望はあげる考えはありません。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○7番(三好東)はい、議長。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○7番 (三好東) それではですね、何度も申し上げてるこのデータなんですけれども、予防接種健康被害調査制度、これの累積した死亡者、そして被害認定者の、このもう莫大な数字ですよね。これに対して、どういうふうに考えてるんですか。町の見解を、明確に示していただきたいと思います。これ、私から見たら、素人ですよ。素人ですけれども、もう過去に類をない被害が出ている。日本だけ、この8回目のブースターというのをやろうとして、大体世界各国は3回目で終わってます。政府は推奨するのは。なぜ日本だけ、こういうことをやろうとしているのか。なぜ町はそれに疑問を持たないのか。ここのところ、お答えいただけたらと思います。
- ○健康福祉課長(土肥)はい、議長。

- ○議長 (河野) 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長 (土肥) はい、議長。
- ○議長(河野)はい、土肥君。
- ○健康福祉課長(土肥)三好東曜議員の3問目のご質問の再質問に対してお答えします。

今現在、おっしゃる通り、いろんな健康被害というところが出ているというところは 承知しております。今それでおいてもですね、国の方が、健康被害救済制度、これを実 施しておりますが、この考え方というのは厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、 接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするという、 こういう方針で審査しておりまして、先ほどおっしゃっておりました、NHKの番組で も、ワクチン接種による因果関係がはっきりしないものも含まれるものを救済制度で 救っているというふうな発言がございます。

2問目でお答えしましたように、まだ、香川県でも、コロナが5類になった以降も、300人近くの人がコロナの関連で亡くなっているという事実がございます。ですので、現在でも我々の周辺でも、コロナにかかって亡くなったという方がかなりいらっしゃるようです。ですので、そういう方、要は、高齢者、もしくは持病をお持ちの方、こういった方が医者と相談しながら、判断して接種する、そういう機会があるというのが望ましいと考えておりますので、中止はしないという方向で考えております。以上でございます。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○7番(三好東)はい。
- **○議長(河野)**三好君。
- ○7番(三好東)NHKの方で、言われたことっていうのは、関連しているんだとか、健康被害かどうかわからないっていうのは、それ以外に、すごく体調が悪くて、このワクチン接種後に。たくさんそういう方も認定されてない方もいらっしゃるわけですよ。それが理由になるっていうことは、決してないと思いますのでそういうことを、曖昧なことを行政の答弁で言うのは、控えていただきたいなと思います。質問ではありませんけれども、次の質問に移らしていただいてよろしいですか。
- ○議長(河野) 三好君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○7番(三好東)はい、4問目の質問です。

「自己増殖型新型コロナmRNAワクチン (レプリコンワクチン) を含むmRNAワクチンへの対応は」。

前の質問の予防接種被害者救済制度のデータを見ると史上最悪の薬害をもつ新型コロナmRNAワクチンの結果を厚生労働省は、「重大な懸念はない」として、今秋 65 歳以上の方などへの定期接種や任意接種として新型コロナmRNAワクチン接種を継続するようで、本議会の議案にもあがっている通りです。

しかしながら、上記の新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数、

mRNAワクチンの作用機序に鑑みても「重大な懸念がない」とする理由を見出すことができません。

自治体職員の方からは「ワクチン接種を希望する方もいる」という声をお聞きすることもありますが、ワクチン接種は医療行為であり、十分な説明のうえで、接種の同意を得る必要があります。

つまり、新型コロナウイルス感染症の事実に基づく情報と、新型コロナmRNAワクチンの作用機序、効能とリスクについて、当事者がわかるように説明した上で、接種の希望を確認する必要があったはずです。

このように情報提供が不十分なままで、「接種希望者がいる」ことを理由に接種を案内することは、自治体の使命である「地域住民の健康を守る」ことから乖離していると言わざるを得ません。

現在承認申請中の自己増殖型mRNAワクチン (通称レプリコンワクチン・製品名Meiji Seikaファルマ社 コスタイベ筋注)は、自己増殖機能を持ったワクチンであり、接種したmRNAが増殖し続けること、接種者の体内で変異すること、接種者から他者へ伝播すること、そしてワクチンのmRNAがウイルス化すること等が懸念されております。これは、既存のmRNAワクチン以上の被害を生み出すことになり得るものであり、さらに接種を望まない人への倫理的問題も孕んでいます。また、接種を請け負う医療機関をも危険にさらすことになります。さらには、犬猫を含むペットや全ての哺乳類に伝播する危険性があります。また、ウイルスと同じように動物からの再伝播も懸念されています。

以上のことから、以下5点を質問いたします。

- 1、レプリコンワクチンを含むmRNAワクチンの接種事業の中止はできないのか。
- 2、レプリコンワクチンを含むmRNAワクチンへの補助金交付の中止はできないのか。
- 3、住民へのmRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)のリスクの周知徹底はできるのか。
- 4、接種事業を請け負う医療機関へのリスクの周知徹底はするのか。
- 5、接種券の一斉送付の中止はできないのか。

住民の命と健康にかかわる重要なことであり、これを知り得た以上、接種事業を執り 行う本町には、責任があることをご承知おきくださいますようお願い申し上げます。 よろしくお願いします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)質問にお答えをいたします。

レプリコンワクチンは接種すると体内で新型コロナウイルスのmRNAを複製し、

少量で効果が長続きするとのことであります。現行のmRNAワクチンと比較して 10 ~100 分の 1 の用量で同程度以上の抗体価と持続性があることがわかっております。用量が少ない分、副反応の低減が期待されるそうであります。

副反応は現行のmRNAワクチンと同等程度とされており、議員が言われるような無限増殖、体内での変異、他者への伝播、ウイルス化などは報告がされておりません。 そのような情報はインターネットやSNS等で拡散されていることは承知しておりますが、どれも憶測が含まれ、科学的根拠に乏しい情報であると認識をしております。取り扱う企業説明会におきましても、そのような説明はなかったということであります。

1点目の、ワクチン接種事業の中止についてでありますが、ワクチン接種を望む声があり、国の事業として行われる以上、中止はできないものと考えております。何度も申し上げますが打つ・打たないは個人の判断に委ねられます。

2点目の補助金交付の中止についてですが、コロナワクチンはインフルエンザワクチンと比較してワクチン1本当たりの単価が高く、助成なしでは接種者負担が大きくなるため、国・町の助成を実施してまいります。接種希望者の負担軽減のために中止はいたしません。

3点目の住民への接種リスクの周知でありますが、これまで同様、公式発表の内容を ワクチンのベネフィット(メリット)だけでなく、リスクについても周知をしてまいり ます。

4点目の医療機関へのリスクの周知でありますが、どの医療機関もワクチンのベネフィット(メリット)がリスクを上回ることを理解したうえで接種を行っていただいております。町からは副反応が起こった場合の対応を周知をしております。

5点目の接種券の一斉配布でありますが、これまでと同様、接種希望者が接種機会を 逃すことのないよう、また行政サービスの一環として継続してまいりたいと考えてお ります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○7番(三好東)はい、議長。
- **○議長(河野)**三好君。
- ○7番(三好東)資料7をお目通しいただきたいんですけれども、これは大阪府泉大津市の新型コロナワクチンの新ワクチンに対する秋接種への行政広報ですが、自治体が接種の推奨も行っておりませんし、補助金も交付しておりません。これはできる例ですね。

この理由は、自治体と議員が責任を取らないといけないからなんですね。もちろん議員も予算を承認すると、世界規模の薬害が想定されていますので、人類初の日本人を対象とした人体実験ですから、もちろん承認した責任を問われます。製造を請け負う製薬会社に賠償義務がないのと、厚生労働省も責任を予防接種救済制度以上は保障するつもりはない事が明らかになっています。我々に責任が転嫁されます。その事を行政側は

認識されていますか。もし、懸念されている伝播が起こり、世界規模の問題に発展した場合は日本が世界の非難の対象になります。事実、その問題に震撼しているイギリスを中心とした専門家集団 20 名が自費で、国際会議を行うことになっておりまして 9月 25日と 26日、星陵会館、東京ですけれども、第6回国際危機サミットICSという中で、ロバート・マローン博士、ライアン・コール博士、クリスティーネ・アンダーソン議員が、自費でこられてですね、警鐘を鳴らしに来るんですね。この点、どう思われますでしょうか。

- ○議長 (河野) 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(土肥)はい、議長。
- ○議長(河野) 土肥君。
- ○健康福祉課長(土肥)三好東曜議員の4番目のご質問にお答えさせてもらいます。 レプリコンワクチンのそういう増殖をして被害をもたらすという、公式な情報はこちら持ち合わせておりませんので、コメントを控えさせていただきます。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○7番(三好東)はい、議長。
- ○議長(河野)はい、三好君。
- **○7番 (三好東)** はい。根拠が乏しいというふうに言われましたけれども、根拠はもちろんある中で言っております。

Meiji Seika ファルマの中とも協議をした村上教授という方がいらっしゃいましてですね、東京理科大学の名誉教授の方なんですけれども、彼が言う中では Meiji Seika ファルマの人たち自身が厚生労働省の方も、もちろん臨席しての話ですけれども、エクソソームという、どうやって伝播するかというシステム自体、理解されてないということが先日発覚したわけであります。

ですので私からのお願いとしましてはですね、今現在そういうことを把握されてないのであれば、そういう懸念がされているっていうことは十分承知していただいてですね、もしそうならば、迅速に取り止めていただきたいと。本当に日本自身が、鎖国になったりだとか、人類滅亡みたいな、それのきっかけになるような、バイオテロ、バイオウエポンっていうふうに表現もされてますけれども、そういった人体実験を我々日本人のみですよ世界中で。我々日本人のみを対象としてやられようとしている、この事実に気付いていただきまして、町の方でも、そういう事実が判明した場合は、即刻取り止めていただきたいと。そういうふうにお願い申し上げます。

- ○議長 (河野) はい、土肥健康福祉課長。
- ○議長 (河野) 土肥君。
- ○健康福祉課長(土肥)三好東曜議員の再々質問にお答えします。今現在ではというところで申し上げております。そのような事態になりましたら、こちらも国と県、情報を共有しながら対応してまいりたいと思っております。以上です。
- ○7番(三好東)はい、よろしくお願いいたします。

- ○**議長(河野)**以上で、三好君の一般質問を終わります。
- ○7番(三好東)ありがとうございました。
- ○議長 (河野) 以上をもちまして、一般質問を終わります。
- ○議長 (河野) お諮りいたします。

これより日程の順序を変更し、日程第11、「決算審査特別委員会の設置について」を 先に審議いたしたいと思います。

- ○議長(河野) これに、ご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。
- ○議長(河野)よって、日程第11、「決算審査特別委員会の設置について」を先に審議することに決定いたしました。
- ○議長 (河野) 「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。
- ○議長(河野)議会運営委員長の報告のとおり、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって決算審査特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長 (河野) 異議なしと認めます。
- ○議長(河野)よって、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって、決算審査特別 委員会を設置することに決定いたしました。
- ○議長(河野)この後、休憩を予定しておりますので、その間に、委員会条例第8条第2項の規定により、決算審査特別委員会を開催し委員長および副委員長の互選をお願いいたします。
- ○議長 (河野) それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時21分

- ○議長(河野)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- ○議長(河野)休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をいただいておりますのでご報告いたします。
- ○議長(河野) 決算審査特別委員会、委員長、十河茂広君、副委員長、森繁樹君にそれぞ れ決定しましたので、ご報告いたします。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(河野) これより、委員会付託を議題といたします。 お諮りいたします。議案第1号から報告第6号まで及び議案第8号をそれぞれ所管 する常任委員会に、また、議案第7号については決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号まで、及び議案第8号についてを、それぞれ所管する常任委員会に、また、議案第7号については決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。
- ○議長(河野) お諮りいたします。諮問第1号につきましては、本会議最終日に採決した いと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては本会議最終日に 採決することに決定いたしました。
- ○議長(河野) これをもちまして、本日の日程は、全て終了しました。
- ○議長(河野)次の本会議は、9月20日午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時23分

### 第2日目(9月20日)

### 出席議員15名

- 1番 川崎泰史
- 2番 三 好 和 幸
- 3番 浜口清海
- 4番 大西哲也
- 5番 森 繁樹
- 6番 小田郁生
- 7番 三 好 東 曜
- 8番 十河茂広
- 9番 植田誠司
- 10番 西村宣之
- 11番 大野直樹
- 12番 岡田芳正
- 13番 井上博道
- 15番 福家利智子
- 16番 河野雅廣

# 欠席議員

14番 福家 功

### 会議録署名議員

- 1番 川崎泰史
- 2番 三 好 和 幸

# 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 辻 村 育 代 総 務 課 副 主 幹 田 辺 由 花

議会事務局書記 津村高史

地方自治法121条による出席者の氏名

町					長	前	田	武	俊
副	田丁				長	谷	岡		学
教	育				長	松	井	輝	善
総	務		課		長	宮	前	昭	男
いいまち推進室					長	福	家	孝	司
支	所				長	宮	脇	雅	彦
税	務		課		長	亀	Щ	和	成
学	校	教	育	課	長	岡	下	進	_
生	涯	学	習	課	長	中	津	秀	之
会計管理者兼会計室長						水	谷	香保里	
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長						田	岡	大	史
経	済		課		長	福	家	勝	己
住	民	生	活	課	長	緒	方	紀	枝
保	険	年	金	課	長	辻	村	隆	司
陶	病	院	事	務	長	辻	井		武
健	康	福	祉	課	長	土	肥	富士	三
子	育、	てす	艺 援	課	長	杉	Щ	真絲	己子

傍聴人 5人

9月20日 午前10時開会

- ○議長(河野)おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、本会議を再開いたします。
- ○議長(河野) これより議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子 君。
- ○議会運営委員長(福家利)はい、議長。15番、福家利智子。
- ○議長 (河野) 福家さん。
- ○議会運営委員長(福家利) はい。
- ○議会運営委員長(福家利)おはようございます。

ただいま、議長より求められました、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時より常任委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。

開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたのでその結果についてご報告申し上げます。

本定例会開会以降、新たに議事日程に追加すべき案件はありません。

この後、各常任委員会からの委員長報告を受けた後、質疑・採決と進め、今定例会を 閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力お願い申し上げますとともに、十分な審議をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

- ○議長 (河野) これより、委員長報告を求めます。
- ○議長(河野)委員長の報告を求めます。
- ○**議長(河野)**総務常任委員長、植田誠司君。
- ○総務常任委員長(植田)はい、議長。9番、植田。
- ○議長 (河野) 植田君。
- ○総務常任委員長(植田) ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る9月17日、午前9時26分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員5名(欠席1名)と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また8名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は4件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に 入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第3号「工事請負契約の締結について(令和6年度綾川町立陶小学校体育

館空調設備工事)」について執行部に説明を求めました。

執行部より、「陶小学校体育館にガス式の空調設備を整備するもので、指名競争入札を執行した結果、株式会社カナック 代表取締役 大石橋 政仁氏と、消費税込み 7,348 万円で 8月 27 日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく、これを承認いた しました。

次に、議案第4号「工事請負契約の締結について(令和6年度綾川町立綾上小学校体育館空調設備工事)」について執行部に説明を求めました。

執行部より、「綾上小学校体育館にガス式の空調設備を整備するもので、指名競争入札を執行した結果、株式会社カナック 代表取締役 大石橋 政仁氏と、消費税込み5,225万円で8月27日に仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より、「工事中は、児童の安全確保の徹底をお願いしたい。また、資材等が高騰 しているが、大幅な増額補正等の無いように努めてもらいたい。」との要望がありまし た。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第5号「令和6年度綾川町一般会計補正予算(第2号)について」執行部 に説明を求めました。

補正予算全体の説明として、執行部より「今回の補正は、全体で1億3,064万円を増額し、歳入歳出の総額を127億3,592万6千円とするものである。」との説明がありました。

また、地方債補正について、「対象事業が、県単道路改良工事補助金の採択を受けたことにより、合併特例債の限度額を400万円減額する。」との説明がありました。

続いて、歳出について、学校教育課関係では、「10月からの学校給食費の公会計化に伴い、学校給食会から支出していた給食材料費を公費で支出することとなるため、教育委員会費で支出していた物価高騰対策事業、県産品利用拡大事業、第3子以降無償化事業等において学校給食会への補助金を減額するとともに、小学校と中学校の学校給食運営費の賄材料費において、保護者等から徴収する給食費相当額に、先ほどの補助金相当額を加えた額を増額補正するものである。

また、小学校管理運営費において、小学校5年生対象の脊柱側弯症検診業務委託料として県補助事業に採択されたことによる増額補正と、中学校管理運営費において、綾川中学校が県の学力向上モデル校事業に採択されたことによる需用費等の増額補正である。

また、小学校教育振興費および中学校教育振興費において、滝宮小学校と綾川中学校に図書費の寄附があったことによる増額補正である。」との説明がありました。

また、生涯学習課関係では「図書館管理運営費において、生涯学習センター図書購入としての寄付があり、図書購入費の増額補正である。」との説明がありました。

また、歳入について、総務課関係では、「地方交付税の交付決定に伴う増額、長柄ダム再開発事業用地の不動産売払収入の増額、基金繰入金及び合併特例債に伴う町債の減額補正が主なものである。」との説明がありました。

また、学校教育課関係では、「県支出金で脊柱側弯症検診事業補助金と学力向上モデル校事業委託金、寄附金で小学校および中学校の図書購入費寄附金、諸収入で学校給食費公会計化に伴い、児童生徒および教職員の10月以降の学校給食費について公費歳入として計上するための増額補正である。」との説明がありました。

また、生涯学習課関係では「図書館費寄付金において、生涯学習センターに対する図書購入に係る寄付金受納による増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「脊柱側弯症(せきちゅうそくわんしょう)検診業務について、なぜ小学 5年生で実施するのか。」との質問があり、執行部より「小学5年生頃が、症状を発見 して治療しやすいためである。」との答弁がありました。

次に、報告第1号「令和5年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」執 行部に説明を求めました。

執行部より、「実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、及び資金不足比率 については該当なし、実質公債費比率は▲2.1%であり、健全に運営されている。」との 説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項についてご報告いたします。

執行部より、「ふるさと納税について」説明があり、委員からの質問は特にありませんでした。

委員より、「9月 22 日開催のあやがわサマーフェスティバルの雨天時の開催の判断をどうするのか。」との質問があり、執行部より、「小雨決行としているが、台風等の大雨、雷については、適切に判断したい。」との答弁がありました。

委員より、「あやがわ自転車ロードレースについて、参加者の概要、駐車場の問題、 西分地区活性化協議会による出店の反響、生涯学習課、いいまち推進室及び経済課との 連携について」質問があり、執行部より、「参加登録 364 名のうち、当日出走者が 333 名であり、北は宮城県、南は沖縄から参加があった。参加者で多いのは香川県からの参 加者が一番多く、次いで中四国地方各県及び兵庫県が多かった。駐車場については、今 回の反省点を踏まえ改善していく。西分地区活性化協議会による出店については、おむ すび等の無料接待やお米の販売を行い、好評であった。今後もこのような機会を利用し て、各地区活性化協議会も地域の魅力発信をしていきたい。ロードレース運営部会にお いて、いいまち推進室及び経済課共々、今後も協議しながらより良いものにしていきた い。」との答弁がありました。 委員より、「ことでんガード下の危険な通学路において、安全対策と地元関係者との協議状況は」との質問があり、執行部より、「現在、地権者や水利組合の関係者と協議中であり、転落防止柵等の設置工事は農作業の完了後に行う予定である。通学路の安全確保については、学校を通じて保護者への周知と児童への指導を行っていく。」との答弁がありました。

すべての審議を午前 10 時 15 分に終え、総務常任委員会を閉会しました。 以上で、総務常任委員会においての委員長報告を終わります。

- ○議長 (河野) 厚生常任委員長 小田郁生君。
- ○厚生常任委員長(小田)議長。
- ○議長 (河野) 小田君。
- ○厚生常任委員長(小田) 6番、小田。
- ○議長 (河野) 小田君。
- ○厚生常任委員長(小田) ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月17日、午後1時30分より、常任委員会室において厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また6名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は、議案5件で、町長の挨拶を受けた後、早速 審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第1号「町長の専決処分事項の報告(綾川町国民健康保険税条例の一部改正)について」説明を求めました。

執行部より、「国民健康保険税の県内完全統一を目指す中で、保険者間で協議を行っている減免基準のうち、統一協議が終了した「収監及び生活保護開始に関する規定」について、令和6年7月1日の当初賦課時点で減免該当者が存在したため、本条例の一部を早期に改正する必要が生じたので専決処分をしたものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なくこれを承認いた しました。

次に、議案第2号「綾川町国民健康保険条例の一部改正について」説明を求めました。 執行部より、「国の法律改正により、令和6年12月2日以降は、国民健康保険被保険 者証の発行が終了し、代わりにマイナ保険証を利用することになることから、綾川町国 民健康保険条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なくこれを承認いた しました。

次に、議案第5号「令和6年度綾川町一般会計補正予算(第2号)について」説明を 求めました。 初めに執行部より、歳出の説明があり、健康福祉課では、「福祉充実対策費、重層的支援体制整備事業、社会福祉センター管理運営費で、綾川町社協へ委託した事業の消費税分の支払いのための委託料、負担金の増額補正、また、介護老人保健施設事業繰出金では、特殊浴槽購入に伴う繰出金の増額補正、予防接種費として、コロナワクチン接種助成のための委託料等の増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入の説明がありました。

健康福祉課では、「民生費国庫補助金、民生費県補助金として重層的支援体制整備事業の増額分に対する補助金の増額補正、衛生費国庫補助金としてコロナワクチン接種費用補助金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「消費税支払いのための増額補正について、国からの通知があって以降の経過について」質問があり、執行部より「通知内容を福祉事務所設置自治体のみと理解していたが、今年の夏、他県の社協の税務調査で指摘され、県及び税務署に問い合わせた結果、本町も消費税課税事業に該当することが発覚した。」との答弁がありました。

次に委員より「ワクチン助成金について、水増し請求など不正受給ができない仕組み はあるのか。」との質問があり、執行部より「予診票の宛名や枚数を確認して支出する ようにしている。」との答弁がありました。

次に委員より「今年のコロナワクチンには世界で初承認のワクチンが含まれる。接種は本人が選択するが、安全性について十分な説明ができるか。」との質問があり、執行部より「ワクチンの内容説明は医師が行い、予診票には接種者の意思確認を必ず行うようになっており、十分に医師に相談していただきたい。レプリコンワクチンが特に危険であるとの情報はない。医師会とも情報共有していく。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第6号「令和6年度綾川町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) について」説明を求めました。

執行部より、「老健あやがわにて特殊浴槽を購入するため、資本的収入および支出、 他会計からの補助金を増額補正する。」との説明がありました。

委員より、「業者決定や購入方法について」質問があり、執行部より「数社からの見積もりを予定しており、安価で、導入しやすい会社から購入する。」との答弁がありました。

委員より他に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第8号「香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」説明を 求めました。

執行部より、「国の法律改正により、令和6年12月2日以降は、香川県後期高齢者医療保険被保険者証の発行が終了し、代わりにマイナ保険証を利用することになることから、香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものである。」との説明が

ありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より「委員協議会で説明したインフルエンザワクチンについて、生ワクチンと不活化ワクチンのどちらか一方のみを助成する。」との説明がありました。

次に委員より「困難を抱えている女性の支援体制について」質問があり、執行部より「健康福祉課が担当窓口だが、他課や他施設でも相談窓口を設け、情報共有を図り、他部署とも連携して対応している。」との答弁がありました。

次に委員より「福祉タクシー事業で自動運転の実証実験を検討してはどうか。」との質問があり、執行部より「福祉タクシー事業に自動運転は考えにくい。今後の研究課題としたい。」との答弁がありました。

また委員より「企業とコラボレーションして行ってほしい。」との要望がありました。 次に、委員より、「先日開催されたCOPPA AYAGAWAでは、キックバイク の体験会を行っていたが、こども園にキックバイクはあるのか。」との質問があり、執 行部より、「各園に数台ある。今年度、山田こども園でキックバイクによる安全講習会 を実施する予定である。」との答弁がありました。

次に、委員より、「こども園の職場改善について、どのように行っているのか。また、病気等による急な職員の欠員に、どのように対応しているか。」との質問があり、執行部より、「年に3回程度、職場改善検討会で改善に向けて意見交換をしている。職員の欠員対応は、ハローワーク等で募集をかけるとともに、他園や子育て支援課職員で対応している。」との答弁がありました。

すべての審議を午後2時30分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会においての委員長報告を終わります。

- ○議長 (河野) 建設経済常任委員長 十河茂広君。
- ○建設経済常任委員長(十河)議長。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○建設経済常任委員長(十河)はい、8番、十河です。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○建設経済常任委員長(十河)ただいまより、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月18日午前9時28分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を 開催いたしました。

出席者は、議長を含む委員5名、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また7名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は1件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に 入りました。 これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第5号「令和6年度綾川町一般会計補正予算(第2号)について」説明を 求めました。

執行部より、地方債補正の説明があり、「土木債として借入予定の事業が単独県費補助の採択を受けたことによる合併特例債借入限度額の減額に伴う補正である。」との説明がありました。

続いて歳出の説明があり、「農業振興費として、みんなで守る地域農業整備事業の追加実施に伴う補助金の増額、道路橋梁費において単独県費補助の交付決定に伴う予算の振替と財源の変更、住宅費では民間住宅対策支援事業に係る国庫補助金の再配分による補助金の増額、農林水産施設災害復旧費では本年5月の低気圧及び前線大雨災害による農地2カ所の災害復旧事業に伴う委託料及び工事請負費の増額である。」との説明がありました。

また、歳入としては、「民間住宅対策支援事業に係る国及び県補助金、みんなで守る 地域農業整備事業に係る県補助金、町道改良工事に係る県補助金、農地災害復旧事業に 係る分担金及び県補助金の増額、土木債の減額である。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部の報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「道の駅滝宮・綾川町うどん会館の実績報告について」説明がありました。

委員より、「前年を上回る来客数・売上高となっているが、今後どのように維持していくのか」との質問があり、執行部より「実績については、指定管理者である穴吹エンタープライズの経営努力によるものである。今後も来客数・売上高において昨年以上となるよう協議をしていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「綾川ブランドの創出について」質問があり、「讃さん広場滝宮店では、香川県産の表示までしかできない。出荷者のポップなどによる綾川町産の表示をお願いしていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「夜間における道の駅利用状況のモニタリングについて」の質問があり、「来月から、国土交通省が車番読み取り及び満車空車を判別するAIカメラを設置するので、そのデータにより利用状況は確認できると思われる。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「土地改良事業進捗状況について」説明がありました。

委員より、「ため池の廃止事業について」質問があり、「防災重点農業用ため池に指定され、受益地がなくなった『ため池』を対象とし、堤体を開削し、水がたまらないようにする工事である。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「あやがわスマイル応募券の再募集」「デジタル商品券事業に伴 うチャージに要するコスト」「マイデジアプリの機能」について説明がありました。 委員より、「商品券の追加発行について、デジタルの場合と紙の場合とのコストの比較について」質問があり、「デジタルの場合は、チャージ用端末の費用、再募集に対する広報費用が考えられる。紙の場合は、印刷代や商工会への委託料が考えられるが、費用については、今のところ試算できていない。」との答弁がありました。

また、委員より、「それぞれの費用について、報告をして欲しい。」との要望がございました。

また、委員より、「砂防ダムの堆積土の除去及び維持管理について」質問があり、執行部より、「県において適正に維持管理がなされているものと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「サイクルロードレースCOPPA AYAGAWAでの、道の駅 滝宮からの出店について」質問があり、「県外からの参加者が多く見込まれるので、今 後は、道の駅滝宮からの出店を検討し、町のPRに努めたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「耕作放棄地対策について」質問があり、「現在、各地区において、地域計画を策定するにあたり、農地所有者にアンケートを実施し、担い手を中心に農地利用を協議している。地域の話し合いの中で、担い手の創出や集落営農組織の立ち上げ、多様な農業人材認定制度などを活用してほしい。」との答弁がありました。

また、委員より、「オーガニック・ビレッジ宣言について」質問があり、「有機農業の 農業者をある程度確保できる見込みがなければ進められない。オーガニックの方向で 地域の意向をまとめていただければ、農地機構等を通じて、オーガニックをしたい農業 者に農地を貸すことはできるので、地域でまとめていただきたい。」との答弁がありま した。

また、委員より、「農業大学校の誘致について」質問があり、「県の施設であるので、 移転等については県において検討されるものと思っている。」との答弁がありました。 また、委員より、「羽床下南地区基盤整備事業の進捗状況について」質問があり、「令 和6年度は、換地業務や実施設計業務を予定しており、令和7年度から工事に着手して いくよう進めている。」との答弁がありました。

また、委員より、「千疋地区の企業誘致について」質問があり、「今後、県と連携して 地元説明会を開催し、地元調整に努めていく。」との答弁がありました。

すべての審議を午前 11 時 9 分に終え、建設経済常任委員会を閉会いたしました。 以上で建設経済常任委員会においての委員長報告を終わります。

- ○議長 (河野) 決算審査特別委員長 十河茂広君。
- ○決算審査特別委員長(十河)議長。
- ○議長(河野)十河君。
- ○決算審査特別委員長(十河)はい、8番、十河です。
- ○議長(河野)十河君。
- ○決算審査特別委員長(十河)ただいまより決算審査特別委員会の協議結果をご報告申し上げます。

9月13日、今定例会初日の本会議休憩中、及び同日の本会議終了後に、決算審査特別委員会を開催いたしました。

当委員会の開催にあたっては、議会から決算審査特別委員会委員 13 名および議長、議会事務局長が、当局からは、前田町長、谷岡副町長、松井教育長、宮前総務課長に出席を求め、諸般の協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

なお、特別委員会の構成委員、また正・副委員長につきましては、今定例会初日に議 長より報告のあった通りですので、重ねての報告は差し控えさせていただきます。

まず、本定例会において、当特別委員会に付託されました「議案第7号 令和5年度 綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」の審査につきましては、12 月定 例会までの「継続審査」といたしました。

次に、審査の日程については、議会、並びに執行部の諸行事等を考慮し、10月16日水曜、10月17日木曜、10月21日月曜とし、いずれも、午前9時開会といたしますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

なお、3日間の会議時間につきましては、昨年度同様、時間短縮を行い、半日程度を 目安に開催いたしたいと考えております。

詳細な時間スケジュールについては、今後、調整でき次第、お知らせいたしますが、 執行部からの説明については、主要な事業や特筆すべき事項の説明に留めていただき たいと思います。

また、委員におかれましても、決算書・決算説明書等の資料を、事前に十分お目通しをいただくとともに、詳細な数字やデータなどの質問がある場合は、事前に、執行部に相談しておくなど、ご配慮いただき、限られた時間を効率よく、有効に審査に充てていただきますよう、双方のご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

- ○議長(河野) これをもって、委員長報告を終わります。
- ○議長 (河野) これより、採決を行います。
- ○議長 (河野) 議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決いたします。
- ○議長(河野)本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野)異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり承認されました。

- ○議長(河野) 議案第2号、「綾川町国民健康保険条例の一部改正について」を採決いた します。
- ○議長(河野)本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野)議案第3号、「工事請負契約の締結について」及び議案第4号、「工事請負

契約の締結について」の2件を一括して採決いたします。

- ○議長(河野) これら2件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第3号及び議案第4号の2件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野)議案第5号、「令和6年度 綾川町一般会計補正予算(第2号)について」を、議題といたします。
- ○議長 (河野) これより、質疑を省略し、討論を許します。
- ○議長 (河野) まず、反対者の発言を許します。
- ○7番(三好東)はい、議長。
- ○議長 (河野) 三好東曜君。
- **○7番(三好東)** 7番、三好東曜。
- **○議長(河野)**三好君。
- ○7番(三好東)通告に従いまして、令和6年度一般会計補正予算(第2号)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金への反対討論をさせていただきます。

理由は3つあります。新型コロナウイルスmRNAワクチンは甚大な健康被害が出ていること。新型コロナウイルスは致死性が低い疾病であること。レプリコンワクチン (Meiji Seika ファーマ社製 コスタイベ筋注)は日本人のみが接種対象であり、人体実験であることが鑑みられること。

この接種事業において審議の見直しを求めます。

行政に求める事は、町単独の補助金額を見直し、できるだけ少ない補助額、もしくは補助をしないこと。接種券の一律配布は行わず、・新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済状況と副反応疑い報告件数を接種希望者に接種券受け渡し時に伝えること。レプリコンワクチン(Meiji Seikaファーマ社製 コスタイベ筋注)のリスク・ベネフィットをお年寄りでも分かるように説明し、同意をとること。この3点です。

接種者、未接種者を問わず住民全体にワクチンによる健康被害が広がる可能性が示唆されている新製剤を安易に、行政と住民の十分な理解なく、住民に勧めることは避けなければなりません。 甚大な健康被害を拡大させてはなりません。

もし、行政と議員の皆様が十分にこのmRNAレプリコンワクチン (Meiji Seika ファーマ社製 コスタイベ筋注)を理解されているなら、判断はできるでしょうが、医師、研究者、国を含めて世界中誰にも中長期的なリスクはわからないのがこの予防接種です。何しろ生命の根幹、記憶である遺伝子に働きかけるものです。我々の子孫に与える影響を鑑みると簡単に使用してはいけないと思います。

先般ベトナム、ホーチミン市にあるベトナム戦争証跡博物館に視察に行って来ました。オレンジ剤と言われる枯葉剤は遺伝に影響を与え、ベトちゃん、ドクちゃんの様な双子がくっついて成長するなど様々な健康被害を、被害者2世、3世に世代を超えて影

響を与え続けています。

現時点でmRNAワクチンの健康被害、副反応の報告は 3,200 種を超え、これらの副反応が遺伝する可能性は拭えないのです。なおさら伝播する可能性が示唆されているレプリコンワクチン (Meiji Seika ファーマ社製 コスタイベ筋注)は、国を含む行政が伝播性を否定する証明をしなければなりませんが、それをせずに承認されてしまっています。中長期的な安全性を確認する為にmRNAワクチン以前のワクチンは 10年の歳月を承認までにかけるのが普通でした。パンデミック時のmRNAワクチンは異例の特例承認でした。しかし、世界同時流行は終わりました。今回は 10年経ちましたでしょうか。どうやって中長期的な安全を確認したのでしょうか。していないのです。この点で薬事法違反だと指摘されています。健康被害が広がっています。この目の前にある数値は嘘をつきませんし、氷山の一角です。徳島県でも 14歳の中学生がmRNAワクチン原因で亡くなったと認定されたのは衝撃でした。若者の未来まで奪ったんです。ご遺族の皆様に謹んで哀悼の意を表します。

まだまだ未審査件数は多く、申請者も増えてきていると思います。綾川町でも健康被害救済制度を利用された方がいるのです。厚生労働省公表(9月12日まで)で予防接種健康被害救済制度死亡認定数は、新型コロナワクチンを除くこれまでのすべてのワクチンが158件、一方新型コロナワクチンで835件。5.28倍となっております。

接種数の目安で計りますと 2012 年から 2021 年度で 4 億 3,456 万回の新型コロナワクチン以外の接種がありまして、その中で死亡認定事例が 30 件、一方新型コロナワクチンは 2021 年 2 月から 2024 年 3 月 26 日までの接種が 4 億 3,601 万回、ほぼ同数です。それで、死亡認定事例が 835 件、27.83 倍の死亡数となっております。認定数ではこれまでのすべてのワクチンで 3,680 件の認定がありました。一方、新型コロナワクチン単体で 8,153 件の認定がありました。これは 2.23 倍の数値です。このデータが指し示すようにmRNAワクチンは前代未聞の大薬害を起こしていると言えます。他人事ではありません。町の存亡にかかわる事案です。行政は 9 月 17 日の厚生常任委員会で他のmRNAワクチンと比べてレプリコンワクチン (Meiji Seika ファーマ社製 コスタイベ筋注)に危険性は認められないと言われましたがmRNAワクチン自体に危険性があるのは厚生労働省が示すデータを分析すると、死亡率 27.83 倍と、明白です。また、新型コロナウイルスはすでに特定感染症 2 類から 5 類に変わり、インフルエンザと同等の致死率であるとされています。

何卒、議員の皆様におきましては慎重に慎重を期して、住民の生命と健康に資する議 決をいただきますようにお願い申し上げます。

このままでは、このワクチンを接種した、接種していない、でマスク警察やコロナ自 警団のような住民同士、家族間の分断が起こりかねません。

加えて、製造元のMeiji Seika ファーマ社の社員より新刊の本が出版されました。タイトルは「私たちは売りたくない! "危ないワクチン" 販売を命じられた製薬会社現役社員の慟哭 チームK」という本です。

全国有志医師の会のニュースレターへの寄稿文から抜粋しますと「私たちはワクチンを日本で最も販売している製薬企業であり、レプリコンワクチンを世界で初めて発売する"Meiji Seika ファルマ"という会社に勤めている『現役社員』です。このレプリコンワクチンを多くの日本人に接種させるのは国が承認を与えたとしても、安全性が立証されていない現段階では不適当ではないかと考え、会社の方針に異を唱える形で『私たちは売りたくない!』という本を出版させていただく運びとなりました。」とのことです。

売る側も躊躇する製剤なのが明らかになりました。

結論をもう一度言いますと、

- 1、新型コロナウイルスmRNAワクチンは甚大な健康被害が出ていること。
- 2、新型コロナウイルスは致死性が低い疾病であること。
- 3、レプリコンワクチン (Meiji Seika ファーマ社製 コスタイベ筋注) は 日本人のみが接種対象であり、人体実験であることが懸念されること。
- の3点を理由に本町行政執行部は、
- 1点目、町単独の補助金額を見直し、できるだけ少ない補助額、もしくは補助をしないこと。
- 2点目、接種券の一律配布は行わず、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害 救済状況と副反応疑い報告件数を接種希望者に接種券受け渡し時に伝えること。
- 3点目、レプリコンワクチン(MeijiSeikaファーマ社製 コスタイベ筋注)のリスク・ベネフィットをお年寄りでも分かるように説明し、同意をとること。

以上を行う様に対応を修正する事を求め、併せてもう一度この議題を深掘りし、慎重なる再審議を私は求め、反対討論とさせていただきます。

- ○議長(河野)次に、賛成者の発言を許します。ございませんか。
- ○15番(福家利)議長、15番、福家利智子。
- ○議長 (河野) 15番、福家利智子さん。
- ○15番(福家利) はい。
- ○15番(福家利) それでは、賛成の討論をさせていただきたいと思います。

「議案第5号 令和6年度綾川町一般会計補正予算について(第2号)」でありますが、新型コロナウィルス感染症の感染者数が減少したものの、いまだ感染は無くなったわけではありません。国は予防接種によるベネフィット(メリット)がリスクよりも上回ると判断し、コロナワクチンの予防接種を実施するものであります。国は予防接種による健康被害に関する情報を公開しておりますが、健康被害の申請者に対し救済制度により真摯に対応しております。

反対討論の中で、レプリコンワクチンの伝播性を示唆されておりますが、国や公的機関からのそういった情報はなく、国の機関が薬事承認したものであります。また、新型コロナウィルスは5類になり、ワクチンを接種せず罹患して亡くなった方とワクチンの副反応で亡くなった方の人数の差がさほどない、とか新型コロナウィルスは致死性

が低い疾病である、とかを主張されていますが、しかしながら、5類に移行してからの 1年間で香川県内でコロナに感染して亡くなった方が279人もおり、現在も高齢者施 設等でコロナのクラスターが起こり、亡くなっている方がいると聞こえてきます。それ らの主張が何を根拠にしているのかわかりません。

確かに、ワクチンによりアレルギー反応、味覚障害やしびれ等の副反応が起こることもあったと聞いておりますが、そういった方は接種を控えたり、高齢者や持病をお持ちの方などは、かかりつけ医など医者とよく相談して接種するかどうかを判断すべきだと思います。いまだ多くの方がコロナに罹患して亡くなっている以上、コロナワクチン接種の機会を無くすことのないよう町の方針を支持するものであります。

国は、この10月から季節性インフルエンザと同様の定期接種に切替え実施するとして、法律に従い本町も実施するもので、国の施策に対し一地方自治体に、インターネット上の不確かな情報により反対を求めても何も解決いたしません。国家レベルの話において基礎自治体を責めるものではないと考えます。

ワクチン接種は決して強制ではなく、本人が十分検討のうえ判断するものであると、 以前から町は説明しております。コロナワクチンを接種すると判断した町民の経済的 負担を軽減するため、町の助成は実施すべきものと考えております。

以上、私の所見を述べさせていただきましたが、町民の命を守るため、予防効果のあるコロナワクチン接種の実施は法律に基づき町が実施しているものでありますので、 議員各位におかれましては、何卒、ご賛同を賜りますようお願い申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 他にございませんか。
- ○6番(小田)議長。
- ○議長(河野) 6番、小田郁生君。
- ○**6番(小田)** 6番、小田。
- ○議長(河野)小田君。
- ○6番(小田) それでは、賛成の討論をさせていただきたいと思います。

「議案第5号 令和6年度綾川町一般会計補正予算(第2号)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」についてでありますが、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけは、2023年5月に5類感染症になりましたが、コロナウイルスが無くなったわけでも、著しく毒性が弱くなったわけでもありません。

先日、報道にもありましたが、新型コロナウイルス感染症による死者数が全国で 10万人を超えました。2023 年の死者数は概数で 3万8,080人とのことでした。今年の夏にも病院や高齢者施設等で感染の拡大が起こっております。

ご存じの通り、高齢者や、若くても基礎疾患のある人は新型コロナウイルスに感染した際に重症化しやすい傾向があります。そういう方が現時点で新型コロナウイルスから自分の身を守る方法としてワクチン接種による重症化の予防は非常に有効であるとされています。

今年度のワクチン接種は65歳以上、もしくは60歳以上65歳未満で身体に特定の障害をお持ちの方が定期接種の対象となり、接種費用の助成を受けられます。助成無しでは、自分の身を守るために多額の出費を強いられることになりますので、補助金による助成は適当であると思います。

なお、レプリコンワクチンを使用するかどうかは、接種を行う医療機関の判断になる とのことですので、従来のmRNAワクチンを使用する医療機関もあろうかと思いま す。十分な治験を行い安全性が確認されて承認を受けたレプリコンワクチンですが、新 しいものが心配という方は従来型のワクチンという選択肢もあろうかと思います。

以上、ワクチン接種につきまして、私の所見を述べさせていただきましたが、高齢者等のいのちをまもるためにコロナワクチン接種のための補助金は必要であるとの考えでありますので、各議員におかれましては、何卒、ご賛同を賜りますようお願い申し上げて、賛成の討論といたします。

- ○議長 (河野) 他に、ございませんか。
- ○議長 (河野) これで討論を終結いたします。
- ○議長(河野)これより採決を行います。
- ○議長(河野) この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は、可 決です。本案を、原案のとおり決することに 賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

- ○議長(河野)ありがとうございました。起立多数であります。
- ○議長(河野)よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野)議案第6号、「令和6年 綾川町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1号)について」を採決いたします。
- ○議長(河野)本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野)議案第7号、「令和5年度 綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」を、お諮りいたします。
- ○議長(河野)本案は、先ほどの決算審査特別委員長の報告のとおり、12月議会までの継続審査にいたしたいと思います。これに同意することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本案は、12 月議会までの継続審査とすることに決定いたしました。
- ○議長(河野)議案第8号、「香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」 を採決いたします。
- ○議長(河野)本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野) 諮問第1号、「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。
- ○議長(河野) お諮り致します。本諮問に対し、「意見なし」と答申したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、「意見なし」と答申することに決しました。
- ○議長(河野)発議第1号、議会運営委員長から、議会会議規則第73条の規定により、 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し 出であります。
- ○議長(河野)お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
- ○議長(河野)発議第2号、議会広報編集特別委員長から、「議会広報編集特別委員会の 広報誌の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出でありま す。
- ○議長(河野) お諮りいたします。議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申 し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
- ○議長(河野)異議なしと認めます。
- ○議長 (河野) 以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。
- ○議長(河野)従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会いたしたいと思います。閉会することに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに、決定 いたしました。これで、本日の会議を閉じます。
- ○議長(河野) 令和6年第4回綾川町議会定例会を閉会いたします。
- ○議長(河野) ありがとうございました。

閉会 午前 11時 3分